

平成30（2018）年度

栃木県制度融資要綱

栃 木 県

産業労働観光部

目 次

第 1	総則	1
第 2	創業支援資金	5
第 3	新事業開拓支援資金	
	Ⅰ 経営革新・フロンティア企業・経営力向上関連	10
	Ⅱ 事業転換促進関連	15
第 4	事業承継支援資金	
	Ⅰ 経営承継関連	17
	Ⅱ M & A 関連	19
第 5	産業政策推進資金	
	Ⅰ 重点政策推進融資	21
	Ⅱ とちぎ創生融資<金融機関提案型>	26
	Ⅲ 設備投資促進融資	28
第 6	産業立地促進資金	30
第 7	経営安定資金	
	Ⅰ 基盤強化融資	35
	Ⅱ 為替変動緊急対策資金	38
第 8	小規模企業資金	40
第 9	経営サポート資金	
	Ⅰ 経営力強化融資	42
	Ⅱ 借換融資	44
第10	中小企業経営改善資金	47
第11	一般資金	
	Ⅰ 運転	51
	Ⅱ 設備	53
第12	流動資産活用資金	56
第13	融資期間の延長	58
附則		59
参考資料		60
様式集		69

平成30(2018)年度栃木県制度融資要綱

第1 総則

1 目的

この要綱は、県内金融機関及び栃木県信用保証協会の協力を得て、県内中小企業者及び中小企業団体に対し、事業資金の融資を促進し、金融の円滑化を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義																								
保証協会	栃木県信用保証協会をいう。																								
信用保険法	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）をいう。																								
信用保険法施行令	中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）をいう。																								
中小企業者	信用保険法第2条第1項第1号及び第2号に規定する会社及び個人で、信用保険法施行令で定める業種に属する事業を行い、次の表の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たしているものをいう。 <table border="1" data-bbox="419 1055 1378 1440"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業・建設業・運輸業・その他</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td> ゴム製品製造業（※）</td> <td>3億円以下</td> <td>900人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業（飲食店を含む。）</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td> ソフトウェア業・情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td> 旅館業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>200人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。</p> <p>○対象となる例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社、合名会社、合資会社、合同会社 ・監査法人、弁護士法人、税理士法人、社会保険労務士法人 <p>○対象とならない例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）を営んでいる方 ・一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、宗教法人、学校法人 	業種	資本金	従業員	製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下	ゴム製品製造業（※）	3億円以下	900人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業（飲食店を含む。）	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下
業種	資本金	従業員																							
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下																							
ゴム製品製造業（※）	3億円以下	900人以下																							
卸売業	1億円以下	100人以下																							
小売業（飲食店を含む。）	5,000万円以下	50人以下																							
サービス業	5,000万円以下	100人以下																							
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																							
旅館業	5,000万円以下	200人以下																							

小規模企業者	信用保険法第2条第3項第1号及び第2号に規定する会社及び個人で、信用保険法施行令で定める業種に属する事業を行い、次の表の従業員基準を満たしているものをいう。	
	業 種	従業員
	製造業・建設業・運輸業・その他	20人以下
	卸売業・小売業（飲食店を含む。）	5人以下
中小企業団体	サービス業	5人以下
	宿泊業・娯楽業	20人以下
取扱金融機関	総則の13で定める栃木県制度融資取扱金融機関をいう。	
許可業種	許可、認可又は届出等を必要とする業種をいう。	
許可証等	許可業種の許可証等をいう。	

3 資金措置

- (1) 知事は1の目的を達成するため、保証協会に対し、予算の範囲内において資金を貸し付けるものとする。ただし、貸付利率は0%とする。
- (2) 取扱金融機関は、この要綱に基づく各資金の融資を行うときは、県制度資金預託金請求書（別記様式1）により保証協会へ県原資の請求を行うものとする。
- (3) 保証協会は、取扱金融機関からの請求内容を精査の上、預託するものとする。
- (4) 保証協会が預託する額は次の表のとおりとする。ただし、預託利率は0%とする。

資 金 名		銀行・商工組合中央金庫	信用金庫・信用組合
創業支援資金	別表1・別表2	融資額の2.8分の1	融資額の2.5分の1
	別表3	融資額の2.5分の1	融資額の2.3分の1
新事業開拓支援資金		融資額の2.9分の1	融資額の2.7分の1
事業承継支援資金		融資額の2.9分の1	融資額の2.7分の1
産業政策推進資金		融資額の3.3分の1	融資額の3.0分の1
設備投資促進融資		融資額の3.1分の1	融資額の2.8分の1
産業立地促進資金	新規立地促進融資	融資額の3.3分の1	融資額の3.0分の1
	知事特認	融資額の2.2分の1	融資額の2.0分の1
	グローアップ融資	融資額の3.1分の1	融資額の2.8分の1
経営安定資金	基盤強化融資	融資額の3.3分の1	融資額の3.0分の1
	為替変動緊急対策資金	融資額の3.1分の1	融資額の2.8分の1
小規模企業資金		融資額の3.3分の1	融資額の3.0分の1
経営サポート資金		融資額の3.2分の1	融資額の2.6分の1
中小企業経営改善資金		融資額の3.2分の1	融資額の2.6分の1
一般資金	運転	融資額の4.0分の1	融資額の3.7分の1
	設備	融資額の3.5分の1	融資額の3.3分の1
	認定耐震改修工事	融資額の3.2分の1	融資額の2.9分の1
流動資産活用資金		融資額の4.0分の1	融資額の3.7分の1

4 融資対象・融資条件

- (1) 各資金ごとに定めるものとする。ただし、金利については固定金利とする。
- (2) 資金使途は県内事業所に係るものとする。ただし、産業政策推進資金（重点政策推進資金）のうち、海外展開支援に係るものを除く。
- (3) 設備資金については一般資金（設備）の対象設備を全ての県制度融資に適用するものとする。

5 融資申込先・申込手続

- (1) 融資の申込先は取扱金融機関とする。
- (2) 各資金の資金使途を設備で申し込もうとする場合は、当該設備投資に着手する前（機械設置前・建物着工前）に、申込みに必要な書類を添えて取扱金融機関所定の融資申込書により申し込むものとする。
なお、機械設置・建物着工可能となる基準時点は、原則として、保証付きの場合は保証承諾時点、保証付きでない場合は融資実行時点とする。
- (3) 申込みに必要な書類は、各資金ごとに定めるものとする。

6 歩積、両建等の禁止

取扱金融機関は、この要綱に基づく各資金の融資に当たっては、歩積、両建預金等の条件を付してはならない。

7 期中支援

申込中小企業者が、信用保険法第2条第5項第5号の特定中小企業者であって、保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、保証協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、保証期間が1年以内であるとき及び平成30年4月1日以降に保証申込受付したものはこの限りでない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行うときにその理由を記載した書面を提出するものとする。

8 期中管理

取扱金融機関は、危機関連保証制度に係る貸付が完済となるまでモニタリングを行い、半年に一度、保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）（以下、「危機指定期間」という。）中であるとき、または保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行うときにその理由を記載した書面を提出するものとする。また、取扱金融機関は、危機指定期間内に貸付実行するものとする。

9 要綱の遵守

取扱金融機関、保証協会及び借入者は、この要綱を遵守しなければならない。

10 調査等

知事は、この要綱に基づく各資金の融資について特に必要があると認めたときは、利用者又は取扱金融機関に対して、調査・指導を行うことができるものとする。

11 期限前償還

取扱金融機関は、借入者が次のいずれかに該当するときは、知事に協議の上、償還期限前に当該資金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

- (1) 資金を融資目的以外に使用したとき
- (2) 資金の償還を怠ったとき
- (3) その他この要綱に違反したとき

12 預託金の返還

知事は、11の規定に該当したときは取扱金融機関に対して、県の預託金の返還を求めることができるものとする。

13 栃木県制度融資取扱金融機関

次の表の金融機関の県内営業店及び県内に本店を有する金融機関の県外営業店とする。

なお、産業立地促進資金の取扱金融機関は、別に定めるものとする。

銀行	みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、 <u>足利銀行</u> 、群馬銀行、常陽銀行、東邦銀行、山形銀行、筑波銀行、 <u>栃木銀行</u> 、東日本銀行、東和銀行、福島銀行、大東銀行
信用金庫	<u>足利小山信用金庫</u> 、 <u>栃木信用金庫</u> 、 <u>鹿沼相互信用金庫</u> 、 <u>佐野信用金庫</u> 、 <u>大田原信用金庫</u> 、 <u>烏山信用金庫</u> 、 <u>桐生信用金庫</u> 、 <u>結城信用金庫</u> 、 <u>白河信用金庫</u>
信用組合	<u>真岡信用組合</u> 、 <u>那須信用組合</u> 、 <u>横浜幸銀信用組合</u> 、 <u>ハナ信用組合</u>
政府系金融機関	商工組合中央金庫

(注) 下線：県内に本店を有する金融機関

14 県制度融資に係る取扱金融機関の提出書類

取扱金融機関が提出すべき書類は次の表のとおりとする。

なお、「預託金請求書」、「融資実行報告書」については、本店・母店で取りまとめた上で、提出できるものとする。

提出書類	提出者	提出先	提出時期
預託金請求書 (別記様式1)	各支店	保証協会	融資実行時
融資実行報告書 (各資金ごとに定める様式)	各支店	県経営支援課	翌月10日まで
融資実績報告書 (別記様式2)	本店・母店	県経営支援課	翌月10日まで
融資実行報告書(融資先)一覧 (別記様式3)	本店・母店	県経営支援課	翌月10日まで

第2 創業支援資金

1 目的

県内において創業する者及び創業後間もない中小企業者等に対し、事業資金を融資することにより、中小企業の活性化を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
支援機関等	栃木県商工会議所連合会、商工会議所、栃木県商工会連合会、商工会、栃木県中小企業団体中央会、(公財)栃木県産業振興センター及び中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第21条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。
認定特定創業支援事業	産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第23項第1号に規定する「認定特定創業支援事業」をいう。
UIJターン創業者	県外に居住しており県内に転入する者、若しくは県内に転入して3年以内の者で、県内で創業する者及び創業後間もない中小企業者等をいう。ただし、平成28年4月1日以降に県内に転入した者に限る。
分社化	親会社が事業を継続しており、かつ、次のいずれかに該当する場合をいう。 (1) 子会社に親会社の出資がある場合(出資比率が著しく低い場合を除く。) (2) 親会社の資金以外の経営資源を活用している場合 ・人材(取締役の半数以上が親会社からの出向者又は元親会社の社員) ・設備等有形無形固定資産(子会社にとって重要なものに限る。) ・商号の一部使用 等

3 融資対象等

別表1、別表2及び別表3に定めるとおりとする。ただし、別表1、別表2及び別表3による融資はそれぞれ併用することができない。

4 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書類名
別表1・2・3 共通	県税の滞納がないことを証する書面(使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書)
	許可証等の写し(許可業種の場合)
	商業法人登記簿謄本(法人の場合)
	見積書、カタログの写し(設備資金の場合)
	建築確認申請書及び建築確認通知書の写し(店舗・工場等の建物の場合)
	決算書その他、取扱金融機関及び保証協会が必要と認める書類 ※ 保証協会の必要書類(保証協会所定様式) ① 創業支援資金融資審査表(参考様式1) ② 創業計画書(参考様式2)(創業予定者及び創業後1年以内の場合)

別表1・3 新たに中小企業者として創業する場合（創業して1年以内の者を含む。）	(特許法、実用新案法、意匠法に基づく権利を有する者でそれらの権利を活かして創業する場合) ・特許等を有することの証明書の写し
	(同一企業に3年以上又は同一業種の企業に通算5年以上勤務している従業員でその技術・経験を活かして創業する場合) ・勤務証明書（別記様式4-2）
	(法律に基づく資格を有する者でその資格を活かして創業する場合) ・資格を有することの証明書の写し
	(商工会議所、商工会等の創業塾を修了した者でその知識を活かして創業する場合) ・創業塾等修了証の写し ・創業支援資金（創業塾）認定書（別記様式4-4）の写し（20時間未満の講座の場合）
	(国、県又は市町の創業に係る補助金・助成金を受けて創業する場合) ・国、県又は市町の創業に係る補助金・助成金の交付決定の写し
別表1・2 UIJターン創業者の場合	UIJターン創業者に該当することが確認できる書類（行政機関等が発行した公的な証明に限る。写しでも可）
別表3 女性・若者・シニアの場合	女性、若者又はシニアに該当することが確認できる書類（行政機関等が発行した公的な証明に限る。写しでも可）

5 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の14に定めるとおりとする。また、「創業支援資金融資実行報告書（別記様式4-1）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。
- (3) 「20時間未満の講座の創業塾」に係る手続は、上記(1)・(2)のほか、次のとおりとする。
 - ① 20時間未満の講座の創業塾修了者が本資金の融資を受けようとする場合は、当該創業塾を主催した商工団体等が「創業支援資金（創業塾）認定申請書（別記様式4-3）」を県経営支援課に提出し、事前に審査を受けるものとする。
 - ② 県経営支援課長は、上記申請書に記載された内容を次の基準により審査を行い、適当と認められるときは、「創業支援資金（創業塾）認定書（別記様式4-4）」を申請者に交付するとともに、保証協会宛てに写しを送付するものとする。
 - ア 商工会議所、商工会のほか、国、県、市町や金融機関が実施する創業塾、又はその助成を受けて実施する創業塾であること。
 - イ 経営・財務など創業に役立つ知識の習得からビジネスプランの作成に至る一連の講座であり、創業に対して十分効果が期待できること。
 - ③ 20時間未満の講座の創業塾修了者で、本資金の融資を受けようとするものは、「創業支援資金（創業塾）認定書（別記様式4-4）」の写しを添えて取扱金融機関に申し込むものとする。

(別表1)

1 融資対象

県内で新たに中小企業者として創業しようとする者（創業して1年以内の者を含む。）のうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 特許法、実用新案法、意匠法に基づく権利を有する者（その権利者から技術移転を受けた者又はその使用を認められた者を含む。）で、それらの権利を活かして創業しようとするもの

(2) 同一企業に3年以上又は同一業種の企業に通算5年以上勤務している従業員（創業のために退職して1年以内の者を含む。）で、その技術・経験を活かして創業しようとするもの

※ 「従業員」には、法人における代表権のない役員を含む。

(3) 法律に基づく資格を有する者で、その資格を活かして創業しようとするもの

(4) 商工会議所、商工会等の創業塾を修了した者（修了後1年以内の者に限る。）で、その知識を活かして創業しようとするもの

※ 「創業塾」とは、商工会議所、商工会のほか、国、県、市町若しくは金融機関、又はその助成を受けて実施するものを含む講座で、以下の全ての要件を満たす講座

① 経営・財務など創業に役立つ知識の習得からビジネスプランの作成に至る一連の講座

② 原則20時間以上の講座。ただし、当該時間未満のものについては、知事が認めるもの

(5) 国、県又は市町の創業に係る補助金・助成金を受けて創業しようとするもの

2 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金及び設備資金（土地取得費を除く。）
融資限度額	運転資金 2,000万円 設備資金 3,000万円
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置1年以内） ただし、建物は、10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	責任共有制度対象外 年 1.7%以内 責任共有制度対象 年 1.9%以内 <U I Jターン創業者に該当の場合> 責任共有制度対象外 年 1.6%以内 責任共有制度対象 年 1.8%以内
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

(別表2)

1 融資対象

次のいずれかに該当するもの

- (1) 事業を営んでいない個人が融資金額と同額以上の自己資金を有し、1か月以内（市町村が実施する認定特定創業支援事業による支援を受けて創業しようとする者については6ヶ月以内）に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (2) 事業を営んでいない個人が融資金額と同額以上の自己資金を有し、2か月以内（市町村が実施する認定特定創業支援事業による支援を受けて創業しようとする者については6ヶ月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (3) 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの
- (4) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの

※「事業を営んでいない個人」には、法人における代表権のない役員を含む。

- (5) 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立（分社化）し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (6) 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立（分社化）された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- (7) 事業を営んでいる個人（法人における代表権のある役員を含む）が現在営んでいる事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立する場合であって、当該個人が融資金額と同額以上の自己資金を有し、2か月以内（市町村が実施する認定特定創業支援事業による支援を受けて創業しようとするものについては6ヶ月以内）に新たな会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

2 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金及び設備資金（土地取得費を除く。）
融資限度額	運転資金・設備資金併せて 2,000万円 ただし、融資対象(1)、(2)又は(7)に該当する場合は、自己資金の額を限度とする。
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置1年以内） ただし、建物は、10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	責任共有制度対象外 年 1.7%以内 責任共有制度対象 年 1.9%以内 <U I J ターン創業者に該当の場合> 責任共有制度対象外 年 1.6%以内 責任共有制度対象 年 1.8%以内
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

(別表3) 女性・若者・シニア支援枠

1 融資対象

次のいずれかに該当するもの

(別表1 関連) 女性、若者、又はシニアで別表1 融資対象の要件のいずれかに該当するもの

(別表2 関連) 次のいずれかに該当するもの

- (1) 事業を営んでいない女性、若者、又はシニアが融資金額の1/3以上の自己資金を有し、1か月以内（市町村が実施する認定特定創業支援事業による支援を受けて創業しようとする者については6ヶ月以内）に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの
 - (2) 事業を営んでいない女性、若者、又はシニアが融資金額の1/3以上の自己資金を有し、2か月以内（市町村が実施する認定特定創業支援事業による支援を受けて創業しようとする者については6ヶ月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
 - (3) 事業を営んでいない女性、若者、又はシニアが事業を開始した日以後5年を経過していないもの
 - (4) 事業を営んでいない女性、若者、又はシニアにより設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- ※ 「事業を営んでいない女性、若者、又はシニア」には、法人における代表権のない役員を含む。
- ※ 若者とは、融資申込時点で30歳未満の者をいう。シニアとは、同じく55歳以上の者をいう。
- ※ 法人の場合は、設立時から継続して女性・若者・シニアが代表者である場合に限る。

2 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金及び設備資金（土地取得費を除く。）
融資限度額	運転資金・設備資金併せて 1,000万円 ただし、融資対象（別表2 関連）の(1)又は(2)に該当する場合は、自己資金の3倍の額を限度とする。
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置1年以内） ただし、建物は、10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	責任共有制度対象外 年 1.6%以内 責任共有制度対象 年 1.8%以内
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

第3 新事業開拓支援資金

I 経営革新・フロンティア企業・経営力向上関連

1 目的

県内中小企業者等が、経営の革新や経営力の向上、新技術・新製品の研究開発・試作・企業化を行うおうとするときに必要な資金を融資することにより、中小企業の活性化を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるとおりとする。

3 融資対象

次の表のとおりとする。

経営革新	中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき「経営革新計画」の承認を受けた者であって、県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体
フロンティア企業	県の認証を受けたフロンティア企業であって、県内に事業所を有する中小企業者
経営力向上	中小企業等経営強化法に基づき「経営力向上計画」の国の認定を受けた者であって、県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体

4 資金使途

次の表のとおりとする。

経営革新	「経営革新計画」に従って行う経営革新に係る事業実施に必要な運転資金及び設備資金（土地取得費を除く。）
フロンティア企業	次に掲げる事業であって、認証を受けたフロンティア企業の認証期限到来日までの事業実施に必要な運転資金及び設備資金（土地取得費を除く。） (1) 新技術・新製品の研究開発・試作・企業化等 新技術とは、先端技術、自主開発又は技術移転を受けた先進性・新規性のある技術及び国又は県の補助金の交付等により開発する技術をいう。 新製品とは、従来の製品に比べ、機能や使用価値の異なるもの及び機能の大幅な改善を行うもの又はデザイン等の高度な改良を行うものをいう。 (2) 生産工程の改善等のための研究開発・試作・企業化等 生産工程の改善等とは、生産方法・生産工程の改良及び省力化等により、製品の生産コストの著しい低減又は品質・性能の著しい向上を図る事業をいう。
経営力向上	「経営力向上計画」に従って行う経営力向上に係る事業実施に必要な運転資金及び設備資金（土地取得費を除く。）

5 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	1億円（うち運転資金3,000万円） ただし、設備資金については、所要経費から他の制度等による補助金等を控除した額までとする。（設備資金にはテナント出店に要する長期保証金等を含む。）
融資期間	運転資金 5年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置1年以内）（建物の場合は据置2年以内）
融資利率	保証付き・責任共有制度対象外 年 1.7%以内 保証付き・責任共有制度対象 年 1.9%以内 保証なし 年 2.2%以内
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書類名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
経営革新	知事の承認を受けた経営革新計画に係る承認申請書の写し
	知事の承認を受けた経営革新計画に係る承認申請書の別表1～8の写し
フロンティア企業	新事業開拓支援資金（フロンティア企業）認定申請書（別記様式5-2）
	新技術・新製品に係る研究開発・試作・企業化等計画書（別記様式5-3）
	新事業開拓支援資金（フロンティア企業）認定書（別記様式5-4）
経営力向上	経営力向上計画に係る認定申請書の写し及び認定書の写し
	認定を受けた経営力向上計画の写し

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるところとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の14に定めるところとする。また、「新事業開拓支援資金融資実行報告書（別記様式5-1）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。
- (3) 「経営革新」に係る手続は、上記(1)・(2)のほか、次のとおりとする。
本融資を受けようとする者は、事前に知事の承認を受けるものとする。手続については、別紙「中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認について」のとおりとする。

- (4) 「フロンティア企業」に係る手続は、上記(1)・(2)のほか、次のとおりとする。
- ① 本融資を受けようとする者は、「新事業開拓支援資金（フロンティア企業）認定申請書（別記様式5－2）」及び「新技術・新製品に係る研究開発・試作・企業化等計画書（別記様式5－3）」を県工業振興課に提出し、事前に審査を受けるものとする。
 - ② 県工業振興課長は、上記申請書等に記載された内容を審査の上、適当と認められるときは、「新事業開拓支援資金（フロンティア企業）認定書（別記様式5－4）」を申請者に交付するとともに、当該認定に係る計画書及び認定書の写しを県経営支援課長に送付するものとする。
 - ③ 本融資を受けようとする者は、「新技術・新製品に係る研究開発・試作・企業化等計画書（別記様式5－3）」の写し及び交付された「新事業開拓支援資金（フロンティア企業）融資対象認定書（別記様式5－4）」を添えて取扱金融機関に申し込むものとする。

(別紙)

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画承認について

1 計画の対象

県内に本社を置く全業種の中小企業者、組合、グループ

2 計画の承認

経営革新計画の承認を受けるためには、以下の手続きが必要です。

①県経営支援課への問い合わせ

- ・対象者の要件、経営革新計画の内容、申請手続、申請窓口、支援措置の内容等、御相談ください。
なお、案件によっては、県ではなく関東経済産業局等国の地方局、あるいは本省が窓口になることもありますので、まずはその点を御確認ください。

↓

②必要書類の作成、準備

- ・計画承認申請書
県庁のホームページ（経営支援課）に掲載していますので御参照ください。
(URL : <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/work/kyoka/shigoto/1243319474682.html>)
- ・申請書への記載
経営革新計画を策定の上、申請様式に従って記入してください。

↓

③申請書の提出

- ・申請窓口は、案件によって決定されます。
- ・提出後、県の担当者によるヒアリング等があります。
- ・本法に関連する債務保証、融資、補助金等を利用する場合には、計画申請と並行して当該関係機関と密接な連絡を取ることが適当です。

↓

④県知事の承認

3 計画承認基準

経営革新計画の承認を受けるためには、次の①～③の基準を満たす計画を作成する必要があります。なお、計画期間は3年から5年です。

① 「新事業活動」に該当すること

「新事業活動」とは、次の4つの「新たな取組」をいいます。

- ア 新商品の開発又は生産
- イ 新役務の開発又は生産
- ウ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- エ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

- ・個々の中小企業者にとって、創意ある新たな取組であれば、既に他社において採用されている技術・方式等を活用する場合についても承認の対象となります。
- ・ただし、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認対象外とします。
- ・知的財産の活用等の先進的な取組から、機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化、生産管理・品質管理、労務・財務管理等まで、経営の向上に資する多様な取組も承認対象とします。
- ・従来事業を拡充するための設備投資、床面積の拡大、店舗の増加などは「新事業活動」に該当しません。また、大手企業によるフランチャイズ化等も「新事業活動」に該当しません。

② 次のいずれかの経営指標が、年平均3%以上伸びること

計 画 期 間	3年計画	4年計画	5年計画
「付加価値額」又は 「1人あたり付加価値額」の伸び率	9%以上	12%以上	15%以上

- ・「付加価値額」＝営業利益＋人件費＋減価償却費
- ・「1人あたり付加価値額」＝付加価値額／従業員数

③ 経常利益が、年平均1%以上伸びること

計 画 期 間	3年計画	4年計画	5年計画
「経常利益」の伸び率	3%以上	4%以上	5%以上

- ・「経常利益」＝営業利益－営業外費用
（本計画の経常利益には、営業外収益を加えません。）

4 支援措置

計画の承認を受けた事業者は、以下の支援制度を利用することが可能となります。

- ① 栃木県ものづくり技術強化補助金制度
- ② 栃木県経営革新サービス産業生産性向上支援補助金制度
- ③ 栃木県制度融資（新事業開拓支援資金）
- ④ 政府系金融機関による低金利融資制度
- ⑤ 高度化融資制度（組合等）
- ⑥ 信用保証の特例
- ⑦ 特許関係料金減免制度 等

※ なお、これらの支援措置については、承認を受けた後、それぞれの支援機関等における審査が別途必要となります。

II 事業転換促進関連

1 目的

県内中小企業者等が、事業の転換を行おうとするときに必要な資金を融資することにより、中小企業の活性化を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるとおりとする。

3 融資対象

県内に1年以上事業所を有し、かつ同一の事業実績を1年以上有する中小企業者又は中小企業団体であって、次の全ての要件を満たすもの

- (1) 新たに開始する事業が、現在の事業と「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」で小分類を異にするもの
- (2) 新たに開始する事業の売上高が、開始から5年以内に当該企業の全売上高の20%以上を占めることが見込まれるもの
- (3) 新たな分野での事業性、収支見込み等を記載した事業転換計画を作成し、融資対象事業としての適格性について県の認定を受けたもの

- (注)
- ・ 保証協会の保証対象外の事業を行っていたものが、新たに事業を開始した場合は、本資金の融資対象とならない。
 - ・ 原則として本資金の融資実行前に新たな事業を開始している場合は、融資対象とならない。ただし、新たに開始する事業に係る調査・研究・試験等を除く。
 - ・ 売上高は、建設業にあっては完成工事高とする。

4 資金使途

現在行っている事業を継続又は縮小（廃止を含む。）しつつ新たに開始する事業であって、県から新事業開拓支援資金（事業転換促進関連）の融資対象事業として認定を受けた事業の実施に必要な運転資金及び設備資金（土地取得費を除く。）

5 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	運転資金 2,000万円 設備資金 5,000万円 ただし、設備資金については、所要経費から他の制度等による補助金等を控除した額までとする。（設備資金にはテナント出店に要する長期保証金等を含む。）
融資期間	運転資金 5年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置1年以内）（建物の場合は据置2年以内）
融資利率	責任共有制度対象外 年 1.7%以内 責任共有制度対象 年 1.9%以内
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書類名
融資対象認定 申請時	新事業開拓支援資金（事業転換促進関連）認定申請書（別記様式5-5）
	事業転換計画書（別記様式5-6）
	過去3事業年度の決算書の写し（各1部）
	設備資金の根拠資料（見積書、カタログ等）
	事業転換に要する運転資金であることを示す資料
	建物平面図（施設等の新增設又は改築の場合）
融資申込時	県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
	新事業開拓支援資金（事業転換促進関連）認定書（別記様式5-7）
	融資対象認定申請時の各書類の写し（認定申請書を除く。）

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の14に定めるとおりとする。また、「新事業開拓支援資金融資実行報告書（別記様式5-1）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。
- (3) 本融資を受けようとする者は、「新事業開拓支援資金（事業転換促進関連）認定申請書（別記様式5-5）」のほか、融資対象認定申請時に必要な書類を県経営支援課に提出し、事前に審査を受けるものとする。
- (4) 県経営支援課長は、上記申請書等に記載された内容を審査の上、適当と認められるときは、「新事業開拓支援資金（事業転換促進関連）認定書（別記様式5-7）」を申請者に交付するものとする。
- (5) 本融資を受けようとする者は、融資申込時に必要な書類を添えて取扱金融機関に申し込むものとする。

第4 事業承継支援資金

I 経営承継関連

1 目的

事業承継（経営承継関連）を行う県内中小企業者等に対し、事業資金の融資を促進することにより、中小企業の振興を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
経営承継円滑化法	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）をいう。
認定中小企業者	経営承継円滑化法第12条第1項に規定する栃木県知事の認定を受けた中小企業者
事業引継ぎ支援センター	産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第2項に基づく認定支援機関（宇都宮商工会議所）が、国（中小企業庁）からの委託を受けて事業引継ぎを支援する公的相談窓口をいう。

3 融資対象

次のいずれかに該当するもの

- (1) 認定中小企業者
- (2) 認定中小企業者（会社）の代表者
- (3) 事業引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画を実行する中小企業者又は中小企業団体
- (4) 中小企業診断士や公認会計士等の専門家の支援を受けて策定した事業承継計画を実行する中小企業者又は中小企業団体

4 資金使途

次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該中小企業者等以外の者が有する当該中小企業者の議決権株式を取得するための設備資金
- (2) 当該中小企業者等以外の者が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得するための設備資金（土地取得費を除く。）
- (3) その他、事業承継計画の実施に係る運転資金
（納税資金、相続により取得された当該中小企業者に対する金銭債権の返済資金、遺留分減殺請求の対象である事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金を除く。）

5 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	1億円（うち運転資金2,000万円）
融資期間	運転資金 5年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	保証付き・責任共有制度対象外 年 1.7%以内 保証付き・責任共有制度対象 年 1.9%以内 保証なし 年 2.2%以内
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書類名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
融資対象 (1)・(2)	栃木県知事の認定書の写し（申請書の写しを含む。）
	認定申請の提出書類の写し
	取得に係る契約書の写し
融資対象(3)	事業引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画書の写し（事業引継ぎ支援センターによる支援の内容が記載されたもの）
	取得に係る契約書の写し
融資対象(4)	専門家の支援を受けて策定した事業承継計画書の写し（支援機関名及び支援の内容が記載されたもの）
	取得に係る契約書の写し

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるところとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の14に定めるところとする。また、「事業承継支援資金融資実行報告書（別記様式6-1）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。

II M & A 関連

1 目的

事業承継（M&A関連）を行う県内中小企業者等に対し、事業資金の融資を促進することにより、中小企業の振興を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
M & A	会社の合併、営業譲渡又は株式取得をいう。

3 融資対象

M & Aにより事業資産及び経営権を承継する中小企業者（県内で新たに創業しようとするものを含む。）及び中小企業団体、並びにM & A実施後2年以内に設備投資を行う中小企業者

ただし、M & Aの当事者が、資本関係、役員構成、取引の実態等により、親子会社、関連会社と認められる場合、並びにM & Aの当事者が、信用保証の対象とならない風俗関連業等の業種を営んでいる場合は融資対象とならない。

※ 親子会社、関連会社の定義については「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」（平成10年10月30日 企業会計審議会）の規定に準拠。

4 資金用途

次のいずれかに該当する設備資金

- (1) 営業譲渡により、他社の事業資産（土地を除く。）、営業権の全部又は一部を取得するための経費
- (2) 株式取得により、他社の議決権の50%を超える株式を取得するための経費
ただし、現在自社で行っている事業と、株式を取得する他社の事業との関連性が極めて低く、株式取得により、売上、収益性等の向上が図られない場合は対象としない。
なお、従業員等、個人で事業実績が1年未満の者が株式を取得する場合はこの限りではないが、保証協会の保証付きでの利用はできない。
- (3) 合併による存続会社、営業譲渡による譲受け会社又は株式取得による取得会社（議決権の50%を超える株式を保有）が、M & A実施後2年以内に機械又は建物を取得（建物の新築、増改築、改装を含む。）するための経費（土地取得費を除く。）

5 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	1億円
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	保証付き・責任共有制度対象外 年 1.7%以内 保証付き・責任共有制度対象 年 1.9%以内 保証なし 年 2.2%以内
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書類名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
	M&Aに係る契約書の写し
資金用途 (1)・(2)	M&A計画書（別記様式6-2）
	（修正）貸借対照表
資金用途(3)	所要経費の見積書、カタログ等（機械の場合）
	建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合）
	設計図、平面図等の写し（建物の場合）
	所要経費の見積書（建物の場合）

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の14に定めるとおりとする。また、「事業承継支援資金融資実行報告書（別記様式6-1）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。

第5 産業政策推進資金

I 重点政策推進融資

1 目的

県が戦略的に進める重点政策等に係る事業資金の融資を促進することで、本県産業の競争力強化及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
特定産業	とちぎ産業成長戦略（平成28年3月栃木県策定）において重点振興分野として特定する自動車産業、航空宇宙産業、医療機器産業、光産業、環境産業をいう。
特定産業振興協議会	企業・大学・金融機関・行政機関・産業支援機関等から構成する「とちぎ航空宇宙産業振興協議会（平成19年11月16日設立）」、「とちぎ自動車産業振興協議会（平成19年12月17日設立）」、「とちぎ医療機器産業振興協議会（平成21年3月23日設立）」、「とちぎ光産業振興協議会（平成21年6月17日設立）」及び「とちぎ環境産業振興協議会（平成22年3月16日設立）」をいう。
フードバレーとちぎ推進協議会	農業、食品製造業、流通業、小売業、外食産業その他の食品関連産業の事業及び団体並びに大学・金融機関・行政機関・産業支援機関等から構成する「フードバレーとちぎ推進協議会（平成22年11月19日設立）」をいう。
フードバレーとちぎの推進	県内の良質で豊かな水や農産物を活かし、第1次産業から第3次産業まで関連する産業が幅広く存在する食品関連産業の振興を図ることにより、「食」をテーマに地域経済の成長・発展、ひいては本県全体の地域活性化を目指すものをいう。
農商工連携事業	中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携して実施する事業であって、当該中小企業者及び当該農林漁業者のそれぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うものをいう。
成長産業	健康意識の高まり、労働人口の減少や生産性向上等の観点から、今後成長が期待されるヘルスケア関連産業、ロボット関連産業をいう。
とちぎヘルスケア産業フォーラム	企業、団体、産業支援機関等から構成する「とちぎヘルスケア産業フォーラム（平成28年6月14日設立）」をいう。
とちぎロボットフォーラム	企業、団体、産業支援機関等から構成する「とちぎロボットフォーラム（平成28年7月14日設立）」をいう。
観光立県とちぎプロジェクト	「とちぎ元気発信プラン（平成28年2月栃木県策定）」における重点戦略の一つであり、東京オリンピック・パラリンピック開催等を好機として、豊富な観光資源や東京圏に近接する強みを最大限に生かし、観光地としての魅力向上や国内外からの観光誘客強化に取り組み、観光産業の更なる発展を図るものをいう。
女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）をいう。
地域未来投資促進法	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）をいう。

3 融資対象

次のいずれかに該当する中小企業者又は中小企業団体

融資対象1 (特定産業)	特定産業振興協議会の会員であって、県内に事業所を有するもの（新たに設置する場合を含む。）
融資対象2 (フードバレー)	フードバレーとちぎ推進協議会の会員であって、県内に事業所を有するもの（新たに設置する場合を含む。）
融資対象3 (成長産業)	とちぎヘルスケア産業フォーラム又はとちぎロボットフォーラムの会員であって、県内に事業所を有するもの（新たに設置する場合を含む。）
融資対象4 (観光)	県観光交流課長の認定を受けた者であって、県内に事業所を有するもの（新たに設置する場合を含む。）
融資対象5 (海外展開)	県内に1年以上事業所を有し、かつ同一の事業実績を1年以上有する者であって、海外展開により、県内事業所の閉鎖や従業員の雇用調整（解雇等、従業員の雇用安定に影響を及ぼすもの）を伴わないもの
融資対象6 (働き方)	県内に事業所を有する者であって、次のいずれかに該当するもの（新たに設置する場合を含む。） (1) 女性活躍推進法第9条の規定に基づく「えるぼし」の認定を受けたもの (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定に基づく「くるみん」の認定を受けたもの (3) 県人権・青少年男女参画課の「男女生き活き企業」の認定を受けたもの
融資対象7 (未来投資)	地域経済牽引事業計画について、地域未来投資促進法第13条第4項の規定に基づく栃木県知事の承認を受けた者であって、県内に事業所を有するもの（新たに設置する場合を含む。）

4 資金使途

次の表のとおりとする。

融資対象1 (特定産業)	会員の所属する特定産業振興協議会に係る特定産業分野における製品、装置、部分品の製造又は加工等の事業の実施に必要な運転資金及び設備資金（土地取得費を除く。）
融資対象2 (フードバレー)	フードバレーとちぎの推進のために必要な次に掲げる事業実施に係る運転資金及び設備資金（土地取得費を除く。） (1) 食品関連産業分野に係る研究開発、製造、販路開拓等の事業 (2) 農商工連携事業
融資対象3 (成長産業)	ヘルスケア関連産業又はロボット関連産業分野に係る研究開発、製造、販路開拓等の事業実施に必要な運転資金及び設備資金（土地取得費を除く。）
融資対象4 (観光)	観光立県とちぎプロジェクトの推進のために必要な運転資金及び次に掲げる施設・設備の改修に係る設備資金（土地取得費を除く。） (1) 観光客の魅力向上に資する施設・設備（露天風呂、体験施設、スポーツ施設等） (2) 観光客の利便性向上に資する施設・設備（駐車場、送迎用マイクロバス等） (3) 観光客の安全・安心の確保に資する施設・設備（バリアフリー化、避難設備等） (4) 観光における新たな事業展開を図るための施設・設備（外国人客向け案内設備、放送設備等）

融資対象5 (海外展開)	海外展開のために必要な次に掲げる事業実施に係る運転資金及び設備資金（土地取得費を除く。） (1) 外国における支店、工場等の設置又は拡張に係る事業 (2) 出資割合が10%以上となる場合における外国法人の発行に係る株式又は出資の持分の取得 (3) 出資割合が10%以上である外国法人の発行に係る証券等の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付 (4) 海外直接投資の事業実施に必要な調査 (5) 海外直接投資の事業実施に必要な従業員教育 (6) 海外見本市、商談会への参加 (7) 直接輸出入に係る事業 (8) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく「認定異分野連携新事業分野開拓計画」及び「承認経営革新計画」、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に基づく「認定地域産業資源活用事業計画」又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）に基づく「認定農商工等連携事業計画」に基づき、海外において行う事業
融資対象6 (働き方)	女性活躍、子育て支援、働き方の見直しのために必要な次に掲げる事業実施に係る運転資金及び設備資金（土地取得費を除く。） (1) 女性従業員のキャリアアップに資する研修事業等 (2) 女性従業員が働きやすい職場環境の整備事業等 (3) 託児に係る支援事業等 (4) フレックスタイム制度やテレワークの導入など多様な労働条件の整備事業等 (5) 育児・介護等を理由に退職した従業員の再雇用制度や非正規雇用から正規雇用への転換制度の整備に係る事業等 (6) その他、制度の趣旨に合致する事業
融資対象7 (未来投資)	地域経済牽引事業の実施に必要な運転資金及び設備資金（土地取得費を除く。）

5 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	1億円（うち運転資金3,000万円）
融資期間	運転資金 5年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置1年以内）（建物の場合は据置2年以内）
融資利率	保証付き・責任共有制度対象外 年 1.7%以内 保証付き・責任共有制度対象 年 1.9%以内 保証なし 年 2.2%以内
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

(注) 融資限度額は、従前の産業政策推進資金（特定産業振興融資）、同（フードバレーとちぎ推進融資）、同（成長産業創出推進融資）、同（観光とちぎ元気づくり融資）、新事業開拓支援資金（海外展開支援関連）の融資残額と合算するものとする。

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
融資対象 1 （特定産業）	重点政策推進融資に係る事業計画書（別記様式 7-2）
	県ホームページ上の「とちぎ自動車産業振興協議会」、「とちぎ航空宇宙産業振興協議会」、「とちぎ医療機器産業振興協議会」、「とちぎ光産業振興協議会」、又は「とちぎ環境産業振興協議会」直近の会員名簿
融資対象 2 （フードバレー）	重点政策推進融資に係る事業計画書（別記様式 7-2）
	県ホームページ上の「フードバレーとちぎ推進協議会」の直近の会員名簿
融資対象 3 （成長産業）	重点政策推進融資に係る事業計画書（別記様式 7-2）
	（公財）栃木県産業振興センターホームページ上の「とちぎヘルスケア産業フォーラム」又は「とちぎロボットフォーラム」の直近の会員名簿
融資対象 4 （観光）	重点政策推進融資（観光）認定申請書（別記様式 7-3）
	重点政策推進融資（観光）認定書（別記様式 7-4）の写し
融資対象 5 （海外展開）	資金使途(1)の場合 ・ 外国における支店等の設置又は拡張に関する計画書（別記様式 7-5）
	資金使途(2)の場合 ・ 海外直接投資に係る証券取得に関する計画書（別記様式 7-6）
	資金使途(3)の場合 ・ 海外直接投資に係る金銭の貸付に関する計画書（別記様式 7-7）
	資金使途(4)・(5)の場合 ・ 海外直接投資の事業に係る従業員教育・調査に関する計画書（別記様式 7-8）
	資金使途(6)・(7)の場合 ・ 海外への販路拡大に係る見本市、商談会への参加及び輸出入に関する計画書（別記様式 7-9）
	資金使途(8)の場合 ・ 各計画承認（認定）申請書の写し ・ 計画承認（認定）書の写し ・ 各承認（認定）計画書
融資対象 6 （働き方）	重点政策推進融資に係る事業計画書（別記様式 7-2）
	「えるぼし」・「くるみん」・「男女生き生き企業」に係る認定書の写し
融資対象 7 （未来投資）	重点政策推進融資に係る事業計画書（別記様式 7-2）
	地域経済牽引事業計画に係る県の承認書の写し

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の14に定めるとおりとする。また、「産業政策推進資金融資実行報告書（別記様式7-1）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。
- (3) 「融資対象4（観光）」に係る手続は、上記(1)・(2)のほか、次のとおりとする。
 - ① 本融資を受けようとする者は、「重点政策推進融資（観光）認定申請書（別記様式7-3）」を県観光交流課に提出し、事前に審査を受けるものとする。
 - ② 県観光交流課長は、上記申請書に記載された内容を審査の上、適当と認められるときは、「重点政策推進融資（観光）認定書（別記様式7-4）」を申請者に交付するとともに、当該認定書の写しを県経営支援課長に送付するものとする。
 - ③ 本融資を受けようとする者は、交付された「重点政策推進融資（観光）認定書（別記様式7-4）」を添えて取扱金融機関に申し込むものとする。

Ⅱ とちぎ創生融資＜金融機関提案型＞

1 目的

「とちぎ創生15戦略」に資するものとして金融機関が提案する取組に係る事業資金の融資を促進することで、本県産業の競争力強化及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
とちぎ創生15戦略	まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項に規定される都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略として県が平成27年10月に策定した戦略をいう。

3 融資対象

県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体（新たに設置する場合を含む。）

4 融資・経営支援

- (1) 当該融資は、とちぎ創生15戦略に資する取組として、取扱金融機関からの提案に基づき知事が承認したものとする。
- (2) 取扱金融機関からの提案は、知事が別に定める募集要項により行うものとする。
- (3) 承認を受けた取扱金融機関（以下、「指定金融機関」という。）は、融資を実行した中小企業者等に対して、融資以外の経営支援を実施するものとする。

5 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	とちぎ創生15戦略に資するものとして指定金融機関が提案した取組に係る運転資金及び設備資金（土地取得費を除く。）
融資限度額	指定金融機関の定めるところによる。 ただし、1億円（うち運転資金3,000万円）を超えない範囲とする。
融資期間	指定金融機関の定めるところによる。ただし、次の期間を超えない範囲とする。 運転資金 5年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置1年以内）（建物の場合は据置2年以内）
融資利率	指定金融機関の定めるところによる。 ただし、固定金利とし、年2.2%を超えない範囲とする。
信用保証	指定金融機関の定めるところによる。
返済方法	指定金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、指定金融機関及び保証協会の定めるところによる。

6 申込みに必要な書類

次のとおりとする。

- ・ 県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書）
- ・ 許可証等の写し（許可業種の場合）

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 指定金融機関が提出すべき書類は、総則の14に定めるとおりとする。また、「産業政策推進資金融資実行報告書（別記様式7-1）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。
- (3) 指定金融機関は、「とちぎ創生融資に係る確認書（別記様式7-10）」を作成し、保証付きの場合は保証申込時に、保証付きでない場合は総則の3(2)の預託金請求時に、その写しを保証協会まで送付するものとする。また、「産業政策推進資金融資実行報告書（別記様式7-1）」の提出時に、その写しを県経営支援課まで送付するものとする。

8 その他

本融資は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

Ⅲ 設備投資促進融資

1 目的

県内中小企業者等の生産性の向上等を図る設備投資に係る事業資金の融資を促進することで、本県産業の競争力強化及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
生産性向上設備	先端設備又は生産ラインやオペレーションの改善に資する設備をいう。

3 融資対象

県内に事業所を有し、県内事業所へ生産性向上設備の導入を行う中小企業者又は中小企業団体(新たに設置する場合を含む。)

4 対象設備

次のいずれかを満たす生産、加工、試験、測定、搬送、販売又は役務の提供に使用し、設置の効果が十分に期待される生産性向上設備

(1) 先端設備

一世代前の旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させる最新モデルをいう。

- (注)
- 最新モデルとは、一定期間内(機械設備10年以内、工具4年以内、器具備品6年以内、建物付属設備14年以内、ソフトウェア5年以内)に販売が開始されたもので、最も新しいモデル、又は販売開始年度が、設備導入をする年度及びその前年度であるモデル
 - 旧モデルとは、最新モデルの一世代前のモデルで、当該導入をする設備と同メーカーのモデル

(2) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

投資収益率が5%以上の設備をいう。

- (注)
- 投資収益率とは、営業利益と企業会計上の減価償却費の設備導入をする年度の翌年度以降3年度の平均増加額の合計を設備投資額で除した率

5 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	生産性向上設備に係る設備資金(土地取得費を除く。)
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内(うち据置1年以内)(建物の場合は据置2年以内)
融資利率	保証付き・責任共有制度対象外 年 1.6%以内 保証付き・責任共有制度対象 年 1.8%以内 保証なし 年 2.1%以内
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

6 申込みに必要な書類

次のとおりとする。

	書類名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
対象設備(1)	設備投資計画書（A）（別記様式7-11）
対象設備(2)	設備投資計画書（B）（別記様式7-12）

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の14に定めるとおりとする。また、「産業政策推進資金融資実行報告書（別記様式7-1）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。
- (3) 取扱金融機関は、「設備投資促進融資チェックリスト（別記様式7-13）」に基づき審査を行った上で融資を行うものとし、保証付きの場合は保証申込時に、保証付きでない場合は総則の3(2)の預託金請求時に、同リストの写しを保証協会まで送付するものとする。

8 その他

本融資は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

第6 産業立地促進資金

1 目的

県内の工場用地等に工場等を設置する者に対し、工場等の設置のための資金融資を行うことにより、県内への多様な業種の立地を促進し、もって地域産業の振興・高度化及び工場等の適正配置を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本資金における用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
産業団地	工業団地、流通団地又は業務団地をいう。
公共団体等	地方公共団体、地方公共団体が出資する法人、国（政府関係機関を含む。）をいう。
工場用地等	産業団地、農村産業法に規定する産業導入地区、低開発地域工業開発促進法に規定する低開発地域、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域、工場立地法に規定する工場適地又は都市計画法に規定する準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域をいう。
工場等	工場、倉庫、事務所、研究施設その他これらと併せて設置する建物をいう。
取扱金融機関	総則の13の表に定める金融機関の県内外の営業店をいう。

3 融資の種類

次のとおりとする。

(1) 新規立地促進融資

新たに県内の工場用地等を取得する場合や、県内の工場用地等に工場等を設置する場合の融資をいう。

(2) 知事特認

新規立地促進融資のうち、公共団体等により取得又は造成された県内の産業団地に工場等を設置する場合で、県内産業の維持・発展、雇用の確保に資すると知事が特に認めるものをいう。

(3) グローアップ融資

とちぎ新事業創出事業環境整備構想に定める重点6分野等の成長分野における先進性のある大規模投資や、雇用創出又は下請発注等地域経済への波及効果の大きい大規模投資を行う場合の融資をいう。

4 融資対象

県内外の事業者で別表に該当するもの

5 資金使途

工場等を設置するために必要な設備資金で次に掲げるものとする。

(1) 新規立地促進融資

- ① 土地の購入資金（土地取得後3年以内に操業を開始するものに限る。）
- ② 工場等の建築資金
- ③ 機械等の購入資金（新規に限る。）

(2) グローアップ融資

- ① 工場等の建築資金
- ② 機械等の購入資金（新規、拡充に限る。更新は対象外とする。）

6 融資条件

次の表のとおりとする。

	新規立地促進融資		グローアップ融資
		知事特認	
融資限度額	10億円	20億円	5億円 ※下限は、5,000万円超
融資期間	12年以内 (うち据置2年以内)	15年以内 (うち据置3年以内)	12年以内 (うち据置2年以内)
融資利率	保証付き・責任共有制度 対象外 年 1.9%以内 保証付き・責任共有制度 対象 年 2.1%以内 保証なし 年 2.4%以内	保証付き・責任共有制度 対象外 年 1.4%以内 保証付き・責任共有制度 対象 年 1.6%以内 保証なし 年 1.7%以内	保証付き・責任共有制度 対象外 年 1.7%以内 保証付き・責任共有制度 対象 年 1.9%以内 保証なし 年 2.1%以内
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。		
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。		
その他	栃木県環境保全資金を既に利用し、又は利用しようとする者は、同一設備に対しては本資金の融資を受けることができないものとする。 その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。		

7 融資実行に係る手続

- (1) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の14に定めるとおりとする。また、「産業立地促進資金融資実行報告書（別記様式8-1）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。
- (2) 新規立地促進融資を受けようとする者（知事特認を受けようとする者を除く。）は、工場等を設置する前に、取扱金融機関へ別表に定める添付書類を添えて取扱金融機関所定の融資申込書より申し込むものとし、当該工場等の操業を開始するまでに、借入れを終了するものとする。
- (3) 知事特認を受けようとする者（以下「知事特認申込者」という。）は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。
 - ① 「産業立地促進資金知事特認申込書（別記様式8-2）」（以下「特認申込書」という。）
 - ② 事業計画書、設計書、見積書、カタログその他知事が必要と認めるもの
- (4) 知事は、特認申込書の内容が地域経済への波及効果が大きく、県内産業の維持・発展、雇用の確保に資するものであると特に認めるときは、「産業立地促進資金知事特認認定書（別記様式8-3）」（以下「認定書」という。）を知事特認申込者に交付するものとする。
- (5) 知事特認申込者は、認定書の交付を受けたときは、工場等を設置する前に、取扱金融機関へ当該認定書及び別表に定める添付書類を添えて取扱金融機関所定の融資申込書により申し込むものとし、当該工場等の操業を開始するまでに、借入れを終了するものとする。

- (6) グローアップ融資を受けようとする者（以下「グローアップ融資申込者」という。）は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。
- ① 「産業立地促進資金グローアップ融資事業計画認定申請書（別記様式８－４）」（以下「グローアップ融資申請書」という。）
 - ② 最近２期の決算書又はこれに類する書類
 - ③ 定款（法人の場合に限る。）
 - ④ 事業計画書、設計書、見積書、カタログその他知事が必要と認めるもの
- (7) 知事は、グローアップ融資申請書の内容が、先進性のある大規模投資、又は地域経済への波及効果が大きい大規模投資であると認めるときは、「産業立地促進資金グローアップ融資事業計画認定書（別記様式８－５）」（以下「グローアップ融資認定書」という。）をグローアップ融資申込者に交付するものとする。
- (8) グローアップ融資申込者は、グローアップ融資認定書の交付を受けたときは、工場等を設置する前に、取扱金融機関へ当該認定書及び別表に定める添付書類を添えて取扱金融機関所定の融資申込書により申し込むものとし、当該工場等の操業を開始するまでに、借入を終了するものとする。

(別表)

1 新規立地促進融資

(1) 公共団体等による産業団地（知事特認）

融 資 対 象	添 付 書 類
地方公共団体、地方公共団体が出資する法人、国（政府関係機関を含む。）等により取得又は造成された県内の産業団地に工場等を設置する者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書） ・ 許可業種については、許可証等の写し ・ 見積書、建築確認通知書等の写し ・ 産業立地促進資金知事特認認定書（別記様式8-3） ・ 設置する工場等の建設計画が、設置地域の市町村の土地利用計画等と整合性が図られている旨の市町村長の意見書（別記様式8-6）

(2) 上記以外の対象地域

融 資 対 象			添 付 書 類
敷地面積	対象業種	対 象 地 域	
1,000㎡ 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 ・ 旧頭脳立地法に規定する業種（注1） ・ 植物工場（注2） 	県内の次のいずれかの地域に工場等を設置する者 ① 農村産業法に規定する産業導入地区 ② 低開発地域工業開発促進法に規定する低開発地域 ③ 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域 ④ 工場立地法に規定する工場適地 ⑤ 都市計画法に規定する準工業地域（注3の業種に限る。）、工業地域又は工業専用地域 ⑥ 工場跡地（注4）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書） ・ 許可業種については、許可証等の写し ・ 見積書、建築確認通知書等の写し ・ 設置する工場等の建設計画が、設置地域の市町村の土地利用計画等と整合性が図られている旨の市町村長の意見書（別記様式8-6）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路貨物運送業 ・ 倉庫業 ・ こん包業 ・ 卸売業 ・ データセンター（注5） 	県内の次のいずれかの地域に工場等を設置する者 ① 農村産業法に規定する産業導入地区 ② 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域	
1,000㎡ 未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 ・ 旧頭脳立地法に規定する業種 ・ 道路貨物運送業 ・ 倉庫業 ・ こん包業 ・ 卸売業 ・ 植物工場（注2） 	県内の住工混在地域（注6）から次のいずれかの地域に工場等の全部又は大部分を移転する者 ① 工場立地法に規定する工場適地 ② 都市計画法に規定する工業地域又は工業専用地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の工場等の移転計画が住工混在状態の解消に寄与するものであることの市町村長の意見書（別記様式8-7）（1,000㎡未満の場合に限る。）

2 グローアップ融資の対象

融 資 対 象			添 付 書 類
対象業種	対象地域	事 業 内 容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 ・ 旧頭脳立地法に規定する業種(注1) ・ 道路貨物運送業 ・ 倉庫業 ・ 植物工場(注2) 	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ① とちぎ新事業創出事業環境整備構想に定める重点6分野等の成長分野における先進性のある大規模投資等(注7) ② 雇用創出又は下請発注等地域経済への波及効果の大きい大規模投資等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税の滞納がないことを証する書面(使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書) ・ 許可業種については、許可証等の写し ・ 見積書、建築確認通知書等の写し ・ 産業立地促進資金グローバル融資事業計画認定書(別記様式8-5) ・ 設置する工場等の建設計画が、設置地域の市町村の土地利用計画等と整合性が図られている旨の市町村長の意見書(別記様式8-6)

(注1) 旧頭脳立地法に規定する業種とは、次の16業種をいう。

- ①総合リース業 ②産業用機械器具賃貸業 ③事務用機械器具賃貸業 ④機械修理業
 ⑤ソフトウェア業 ⑥情報処理サービス業 ⑦情報提供サービス業 ⑧広告代理業
 ⑨ディスプレイ業 ⑩産業用設備洗浄業 ⑪非破壊検査業 ⑫デザイン業
 ⑬経営コンサルタント業 ⑭機械設計業 ⑮エンジニアリング業 ⑯自然科学研究所

(注2) 植物工場とは、施設内で植物の生育環境(光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等)を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう。ただし、地方税法(昭和25年法律第226号)第73条第3号に規定する家屋に該当するものに限る。

(注3) 旧頭脳立地法に規定する業種のうち、ソフトウェア業、情報処理サービス業及び情報提供サービス業をいう。

(注4) 工場跡地とは、従前は製造業、旧頭脳立地法に規定する業種、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は植物工場の事業を行うための工場等の用に供されていた土地で、現在は操業されておらず、更地又は工場等が残存するもの(別表1(2)の対象業種が旧頭脳立地法に規定する業種又は植物工場である場合は、都市計画法(昭和43年法律第400号)第7条第1項に規定する市街化調整区域以外の区域に存するものに限る。)をいう。

(注5) データセンターとは、電子計算機又はそれに関連する機器、設備等を設置し、データを管理することに特化した建物をいう。

(注6) 住工混在地域とは、都市計画法により工業系用途地域以外の用途が定められている地域で、実質的に住居と工場等が混在して建築されている区域をいう。

(注7) とちぎ新事業創出事業環境整備構想に定める重点6分野等とは、次のものをいう。

- (1) とちぎ新事業創出事業環境整備構想に定める重点6分野
 ①情報通信関連分野 ②環境関連分野 ③航空宇宙関連分野 ④医療福祉関連分野
 ⑤バイオテクノロジー関連分野 ⑥住宅関連分野
- (2) とちぎ産業成長戦略(平成28年3月栃木県策定)において、特に振興を図る分野と特定された次の産業
 ①自動車産業 ②航空宇宙産業 ③医療機器産業 ④環境産業 ⑤光産業
- (3) 食品及びその関連産業
- (4) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)に基づく栃木県基本計画において、地域の特性及びその活用戦略とした次の分野
 ①成長ものづくり分野 ②食品関連産業分野 ③ヘルスケア関連産業
 ④第4次産業革命 ⑤海外販路開拓分野 ⑥物流関連分野 ⑦観光

※(2)、(3)については製造業、自然科学研究所及び植物工場に限る。

第7 経営安定資金

I 基盤強化融資

1 目的

景気低迷による売上げ不振及び関連企業の倒産や構造不況、金融取引の調整等による経営不安の防止を図るため、長期資金の融資を促進することにより、中小企業の経営の安定を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
特定被災区域	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条第1項及び第2項に定める市町村をいう。
BCP (事業継続計画)	中小企業庁が策定した「中小企業BCP策定運用指針」に基づいた計画のことをいう。

3 融資対象

原則として県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する者で、次の表のいずれかに該当するもの。

経営不安防止	(1) 景気低迷等により、経営の安定に支障を生じており、最近の3か月間又は6か月間の売上高が前年同期又は2年前同期に比較して、3%以上減少している中小企業者又は中小企業団体
	(2) 受取手形の不渡り等の債権回収に困難を生じたことにより経営の安定に著しく支障を来している中小企業者又は中小企業団体
	(3) 信用保険法第2条第5項第1号から第8号の規定に基づき市町村長の認定を受けた中小企業者（特定中小企業者）
	(4) 信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町村長の認定を受けた中小企業者（特例中小企業者）〔危機関連保証の専用資金〕
	(5) 特定被災区域内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体で、かつ、東日本大震災（以下「震災」という。）の影響を受けた、次のいずれかに該当するもの ① 震災により、直接被害を受けたもの ② 震災の発生後の最近3か月間の売上高または販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。）が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少しているもの
罹災対策	(1) 故意若しくは重過失によらない火災、地震又は風水害等の非常災害を受けて資金を必要とする中小企業者又は中小企業団体
	(2) BCPの策定及びBCPに基づく対策等を含め、災害等の未然防止対策として、知事が特に必要と認めた事業を行う中小企業者又は中小企業団体 ※ 災害等の未然防止対策については事業内容により、特別な債務保証の対象となる場合がある。（別紙参照）

4 資金使途

次の表のとおりとする。

1 経営不安防止	売上の減少、取引先の倒産、取引条件の悪化等による経営不安を防止するための運転資金
2 罹災対策	罹災への対応及びBCPの策定及びBCPに基づく対策等を含め、災害等の未然防止対策に必要な運転資金及び設備資金（土地取得費を除く。）

5 融資条件

次の表のとおりとする。

	1 経営不安防止	2 罹災対策
融資限度額	運転資金 4,000万円 ただし、融資対象(5)は、5,000万円	運転資金 3,000万円 設備資金 5,000万円
融資期間	1年超10年以内（うち据置1年以内）	1年超7年以内（うち据置1年以内）
融資利率	責任共有制度対象外 年 1.6%以内 責任共有制度対象 年 1.8%以内	
信用保証	保証協会の保証（融資対象1(4)については、危機関連保証）を付するものとする。 ただし、融資対象2(2)の特別な債務保証の対象となる場合は除く。	
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。	

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書類名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
融資対象1(1)	営業状況調書（別記様式9-1）
融資対象1(2)	不渡手形の現物等
融資対象1(3)・(4)	市町村長の認定書
融資対象1(5)①	市町村長等の罹災証明書
融資対象1(5)②	東日本大震災に対処するための特別な財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第128条第1項第1号の規定に基づく市町村長の認定書
融資対象2(1)	市町村長等の罹災証明書

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の14に定めるとおりとする。

(別紙)

特別な債務保証の対象となる場合

大谷石採取場及び採取場跡地に関する、次の安全対策事業については、事業の内容によって(公財)大谷地域整備公社の債務保証を受けられる場合があります。

- ア. 跡地処理計画の策定 イ. 残柱補強 ウ. 天盤補強 エ. コンクリート補強柱の設置
オ. 立坑の危険防止対策 カ. 充填補強 キ. 地震計・水位計の設置 ク. 再利用計画策定
ケ. その他安全対策と認められる事業

(問い合わせ先)

(公財)大谷地域整備公社

宇都宮市桜4丁目2番2号 栃木県立美術館普及分館

電話 028-643-6621

Ⅱ 為替変動緊急対策資金

1 目的

為替相場の急激な変動等による経営不安の防止を図るため、長期資金の融資を促進することにより、中小企業の経営の安定を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
主要原材料	原油、石油製品その他原材料で、製品の製造若しくは加工又は役務の提供に係る売上原価のうち10%以上を占めるものをいう。

3 融資対象

原則として県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する中小企業者又は中小企業団体で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 為替相場の急激な変動により、事業活動に影響を受けており、最近の3か月間又は6か月間の売上高が前年同期又は2年前同期に比較して、3%以上減少しているもの
- (2) 為替相場の急激な変動等により、次の全てを満たすもの
 - ① 主要原材料の最近1か月間の仕入価格が、前年同期又は2年前同期と比較して10%以上上昇していること
 - ② 物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であり、最近3か月間又は6か月間の売上高に占める主要原材料の仕入価格の割合が、前年同期又は2年前同期の売上高に占める主要原材料の仕入れ価格の割合を上回っていること

4 資金使途

為替相場の変動等による経営不安を防止するための運転資金及び設備資金

5 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	3,000万円
融資期間	10年以内（うち据置1年以内）（建物の場合は据置2年以内）
融資利率	保証付き・責任共有制度対象外 年 1.4%以内 保証付き・責任共有制度対象 年 1.6%以内
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
融資対象(1)	営業状況調書（別記様式9-1）
融資対象(2)	主要原材料状況調書（別記様式9-3）

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の14に定めるとおりとする。また、「為替変動緊急対策資金融資実行報告書（別記様式9-2）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。

第8 小規模企業資金

1 目的

県内の小規模企業者に対し、長期資金の融資を促進し、もって小規模企業の経営の安定を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
小規模企業者	信用保険法第2条第3項第1号及び第2号に規定する小規模企業者をいう。
経営発達支援計画	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第5条第1項に規定する商工会又は商工会議所が作成する計画をいう。
経営発達貸付	経営発達支援計画について経済産業大臣から認定を受けた商工会又は商工会議所の支援を受けて、事業計画を策定・実行する小規模企業者に対する融資をいう。

3 融資対象

次の表のとおりとする。

一般貸付	原則として県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する小規模企業者
小口零細貸付 〔小口零細企業保証制度の専用資金〕	原則として県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する小規模企業者で、小口零細貸付の新規融資額と保証協会の保証付融資残高の合計が2,000万円以下の事業者

4 融資条件

次の表のとおりとする。

	一般貸付	小口零細貸付
資金使途	運転資金及び設備資金（土地取得費を除く。）	
融資限度額	3,000万円 ※ 小口零細貸付と併用する場合は、 合計の融資残高 3,000万円	2,000万円
融資期間	1年超7年以内（うち据置1年以内）	1年超7年以内（うち据置1年以内）
融資利率 ※（ ）は 経営発達貸付の場合	責任共有制度対象外 年 1.6%以内（1.5%以内） 責任共有制度対象 年 1.8%以内（1.7%以内）	責任共有制度対象外 年 1.6%以内（1.5%以内）
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。	保証協会の保証（小口零細企業保証）を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
物的担保	不要とする。	
保証人	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。	

（注）融資限度額は、従前の経営安定資金（小規模企業振興融資）の融資残額と合算するものとする。

5 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書類名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
経営発達貸付	次の内容を満たす又は含むもので、計画策定支援を受けた商工会又は商工会議所の名称及び押印のある事業計画書 (1) 原則として計画期間が、計画を策定した日の属する事業年度の翌年度から3事業年度以上、同5事業年度以内であること (2) 経営に係る現況・課題と課題を踏まえた今後の戦略 (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

6 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の14に定めるとおりとする。また、経営発達貸付に該当する場合は、「経営発達貸付融資実行報告書（別記様式10）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。

第9 経営サポート資金

I 経営力強化融資

1 目的

県内中小企業者等に対し、事業計画の策定を通じた経営力の向上を目指し、また、借換による資金繰りの改善をサポートし、もって中小企業の経営の安定を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
認定経営革新等支援機関	中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第21条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。

3 融資対象

原則として県内に1年以上事業所を有し、かつ同一の事業実績を1年以上有する中小企業者又は中小企業団体で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うもの〔経営力強化保証制度の専用資金〕

4 資金使途

事業計画の実行に必要な運転資金、設備資金及び借換資金

※ 借換資金は、既に借入している保証協会の保証付き県制度融資の借換に限る。

ただし、次の資金を除くものとする。

- (1) 産業立地促進資金
- (2) 経営サポート資金（旧経営サポート借換資金、旧経営安定特別借換資金を含む。）
- (3) 中小企業経営改善資金（旧中小企業再生支援資金を含む。）
- (4) 一般資金（運転・短期枠）（旧中小企業運転資金（短期枠）を含む。）
- (5) 流動資産活用資金（1年以下）
- (6) 環境保全資金

5 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	1億円（うち運転資金 3,000万円） ただし、借換の場合に借換元の資金の融資残高が1億円を超えるときは、当該残高の合計額までとする。
融資期間	運転資金 5年以内（うち据置1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置1年以内） 借換資金 10年以内（うち据置1年以内） ただし、一括返済の場合は1年以内
融資利率	責任共有制度対象外 年 2.0%以内 責任共有制度対象 年 2.2%以内

借換要件	既に借入している資金の借換をする場合は、借換えをする資金の県制度融資要綱で定めた融資期間の範囲内において設定した最終返済期日までに、借換資金に係る融資を実行すること。
信用保証	保証協会の保証（経営力強化保証）を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
担保・保証人	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。 ただし、借換をする場合にあっては、原則として既往債務の融資条件に比べて、本資金利用者の不利にならないものとする。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書類名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
	「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書（別記様式11-2）
	次の内容を満たす又は含む事業計画書 (1) 原則として計画期間が、計画を策定した日の属する事業年度の翌年度から3事業年度以上、同5事業年度以内であること (2) 経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策 (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画
借換資金	借換計画書（別記様式11-3）

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の14に定めるとおりとする。また、「経営力強化融資融資実行報告書（別記様式11-1）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。

8 取扱金融機関の責務及び報告

- (1) 取扱金融機関は利用者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けるものとする。
- (2) 取扱金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、利用者に対し、計画の策定支援や経営支援を行うものとする。
- (3) 取扱金融機関は、原則として年1回、利用者の事業年度毎に保証協会に対し、利用者の計画の実行状況とともに、取扱金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告するものとする。
- (4) 取扱金融機関は利用者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、利用者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

II 借換融資

1 目的

県内中小企業者に対し、借換による資金繰りの改善をサポートし、もって中小企業の経営の安定を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
既存債務借換型	既に借り入れた資金の借換をする場合をいう。
既存新規一本型	既に借り入れた資金の借換と併せて新たな事業資金の借入をする場合をいう。

3 融資対象

原則として県内に1年以上事業所を有し、かつ同一の事業実績を1年以上有する中小企業者又は中小企業団体で、借換えることにより、経営の改善や安定等が期待できるもの

4 資金使途

次に掲げる資金の借換資金及び当該借換と併せて借り入れる運転資金

	借換対象資金
サポート借換	既に借入れしている次の保証付資金 (1) 経営安定資金（旧緊急セーフティネット資金、旧緊急環境変化対策資金、旧東北地方太平洋沖地震緊急対策資金、旧東日本大震災復興緊急資金、旧平成27年9月関東・東北豪雨緊急対策資金及び小規模企業振興融資を含む。） (2) 小規模企業資金 (3) 創業支援資金 (4) 新事業開拓支援資金（ただし、旧中心市街地活性化対策及び旧IS09000シリーズ取得を除く。）
金融円滑化借換	既に借入れしている産業労働観光部所管の県制度融資 ただし、次の資金を除くものとする。 (1) 産業立地促進資金 (2) 経営サポート資金（旧経営サポート借換資金、旧経営安定特別借換資金を含む。） (3) 中小企業経営改善資金（旧中小企業再生支援資金を含む。） (4) 一般資金（運転・短期枠）（旧中小企業運転資金（短期枠）を含む。） (5) 流動資産活用資金（1年以下） (6) 環境保全資金

5 融資条件

次の表のとおりとする。

	サポート借換	金融円滑化借換
融資限度額	<p>【既存債務借換型】 借換対象資金の借入残高の合計額</p> <p>【既存新規一本型】 借換対象資金の借入残高の合計額に新たに借入れる資金を加えた額 ただし、一本化した借換後の資金の月毎の返済額が、借換をする資金の月毎の返済額の合計を超えない範囲内とする。</p>	
融資期間	10年以内（うち据置1年以内）	
融資利率	<p>保証付き・責任共有制度対象外 年 2.0%以内</p> <p>保証付き・責任共有制度対象 年 2.2%以内</p>	<p>保証付き・責任共有制度対象外 年 2.0%以内</p> <p>保証付き・責任共有制度対象 年 2.2%以内</p> <p>保証なし 年 2.5%以内</p>
借換要件	<p>【既存債務借換型】 次の(1)及び(2)を満たすものとする。 (1) 借換融資の融資額は借換をする資金の借入残高を超えないこと。 (2) 借換をする資金の県制度融資要綱で定めた融資期間の範囲内において設定した最終返済期日までに、借換資金に係る融資を実行すること（※）。</p> <p>【既存新規一本型】 次のすべてを満たすものとする。 (1) 借換をする資金の借入残高が、借入時の4分の3以内となっていること。 ただし、複数の資金の借入があり、そのうちの1つが借入時の4分の3以内となっているときは、他の借入を合算して借換をすることができるものとする。 (2) 借換をする資金に新たに借入れる資金を加えて一本化して借入れた借換後の資金の月毎の返済額が、借換をする資金の月毎の返済額の合計を超えないこと。 (3) 借換をする資金の県制度融資要綱で定めた融資期間の範囲内において設定した最終返済期日までに、借換資金に係る融資を実行すること（※）。</p> <p>（※の具体例） 要綱で定める融資期間の上限は10年であるが、期間を7年に設定して実行した経営安定資金の借換を行う場合、7年の間に借換の融資実行まで行わなければならない。なお、借換後の融資期間は、借換融資の上限である10年以内で設定することができる。</p>	
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。	取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
担保・保証人	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。 ただし、原則として既往債務の融資条件に比べて、本資金利用者の不利にならないものとする。	
その他	サポート借換及び金融円滑化借換の両要件を満たす場合は、保証を付さない場合を除き、融資利率及び信用保証はサポート借換の条件によるものとする。その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。	

6 申込みに必要な書類

次のとおりとする。

- ・ 県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書）
- ・ 許可証等の写し（許可業種の場合）
- ・ 借換計画書（別記様式11-3）

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の14に定めるとおりとする。
- (3) 取扱金融機関は、「経営サポート資金（借換融資）チェックリスト（別記様式11-4）」に基づき審査を行った上で融資を行うものとし、保証付きの場合は保証申込時に、保証付きでない場合は総則の3(2)の預託金請求時に、同リストの写しを保証協会まで送付するものとする。

第10 中小企業経営改善資金

1 目的

経済情勢や経営環境の変化の影響等により、業績の停滞や資金調達に支障を来している県内中小企業者等の抜本的経営改善や再生を促進するために必要な資金を融資することにより、中小企業の経営改善と地域経済の安定を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
再生支援協議会	産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条に規定する中小企業再生支援協議会をいう。
再生支援機関	再生支援協議会、(株)地域経済活性化支援機構（REVIC）、(株)整理回収機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構、事業再生ファンド、商工会議所、商工会議所連合会、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会、栃木県産業振興センター、中小企業診断士等をいう。
実質債務超過	決算書の貸借対照表上の貸付金、仮払金、立替金及びその他の不良資産等の勘定科目を自己資本から控除することにより、債務超過に陥るものをいう。
産業競争力強化法施行規則	経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）をいう。
知事が別に定める要件	再生支援協議会の支援を受けて策定した「経営改善計画書」又は再生支援機関の支援を受けて策定した「事業再生計画書」の中で、既に借入している県制度融資について償還期限の延長が盛り込まれているものであって、当該県制度融資を中小企業経営改善資金で借換える必要があるもの。

3 融資対象

県内に1年以上事業所を有し、かつ同一の事業実績を5年以上有する中小企業者又は中小企業団体で、次の(1)、(2)のいずれかに該当するもの

ただし、回収困難と見込まれる債権があるなど、総合的な経営状況と経営改善の見込みから新たな貸出は困難と判断される場合、並びに、破産、民事再生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申し立てを行っている場合、又はそれらの申し立てを行う見込みのある場合を除く。

(1) 次の全てを満たすもの

- ① 景気の低迷、経営環境の変化等により経営の安定に支障を生じており、最近の決算で二期以上連続して経常赤字又は次期決算で二期連続経常赤字が確実、あるいは、直近決算で債務超過（実質債務超過を含む。）の者など経営改善が必要な者
- ② 具体的で実現可能な経営改善計画を、金融機関と連携して、又は再生支援協議会の支援を受けて策定、実行する者
- ③ 経営の改善が確実に見込まれ、経営改善計画について保証協会の承認を受けた者

(2) 産業競争力強化法第55条第1項又は産業競争力強化法施行規則第32条第1項から第3項に掲げるいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者〔事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）制度の専用資金〕

(参考)

産業競争力強化法第55条第1項に規定される計画

- ① (独)中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ② 産業競争力強化法第127条第1項に規定する認定支援機関(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

産業競争力強化法施行規則第32条第1項に規定される計画

- ③ 産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- ④ (株)整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤ (株)地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥ (株)東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑧ 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画
- ⑨ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律又は同法第20号に規定する決定において特定されたもの

産業競争力強化法施行規則第32条第2項に規定される計画

- ⑩ (独)中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第133条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画

産業競争力強化法施行規則第32条第3項に規定される計画

- ⑪ 経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一同に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

4 資金使途

経営改善を実現するために必要な運転資金、設備資金(土地取得費を除く。)及び既に借入れている次に掲げる資金の借換資金

(1) 保証協会の保証付きの県制度融資

ただし、一般資金(運転・短期枠)(旧中小企業運転資金(短期枠)を含む。)、流動資産活用資金及び産業立地促進資金を除く。

(2) 再生支援協議会における経営改善計画策定支援の決定後から、経営改善計画の策定に至るまでに借入れた運転資金

5 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	<p>運転資金・設備資金・借換資金併せて 2億円</p> <p>ただし、資金使途(1)に定める資金の借換資金について、「知事が別に定める要件」に該当し、知事の認定を受けた場合であって、借入残高の合計額が2億円を超えるときは、当該借入残高の合計額までとする。</p> <p>資金使途(2)に定める資金の借換資金については、1,000万円とする。</p>
融資期間	<p>10年以内（うち据置1年以内）（建物の場合は据置2年以内）</p> <p>ただし、一括返済の場合は1年以内とする。</p> <p>資金使途(1)に定める資金の借換資金について、「知事が別に定める要件」に該当し、知事の認定を受けた場合は、原則として15年以内（うち据置1年以内）とする。</p>
融資利率	<p>責任共有制度対象外 年 2.3%以内</p> <p>責任共有制度対象 年 2.5%以内</p>
借換要件	借換をする資金の県制度融資要綱で定めた融資期間の範囲内において設定した最終返済期日までに、借換資金に係る融資を実行すること。
信用保証	<p>保証協会の保証を付するものとする。</p> <p>融資対象(2)においては、事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）を付するものとする。</p>
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書類名
共通	<p>県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書）</p> <p>ただし、県税に滞納がある場合であっても、再生支援協議会等の支援を受けて「経営改善計画書」を策定し、又は再生支援機関の支援を受けて「事業再生計画書」を策定し、当該計画において実現可能な納税計画を明示できる者にあつては、本資金の申込みを認めるものとする。</p> <p>許可証等の写し（許可業種の場合）</p>
融資対象(1)	取扱金融機関と連携して、又は再生支援協議会の支援を受けて策定した「経営改善計画書」
融資対象(2)	再生支援機関の支援を受けて策定した「事業再生計画書」
融資対象(1)又は(2)のうち、「知事が別に定める要件」に該当する場合	<p>中小企業経営改善資金に係る融資条件の特例適用認定申請書（別記様式12-4）</p> <p>中小企業経営改善資金に係る融資条件の特例適用認定書の写し（別記様式12-5）</p>

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関は、保証協会所定の申込書類のほか、「経営改善計画書」又は「事業再生計画書」並びに「経営改善計画の概要」（様式は保証協会所定）を添付して、信用保証の申込みを行うものとする。
- (3) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の14に定めるとおりとする。また、「中小企業経営改善資金融資実行報告書（別記様式12-1）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。また、融資期間中、利用者の事業年度毎に年1回、「中小企業経営改善資金活用状況報告書（別記様式12-2）」又は「事業再生計画実行状況等報告書（別記様式12-3）」（原則3年間）を保証協会に報告するものとする。
- (4) 経営改善の期間内において、経営の改善に必要な資金であって、予め経営改善計画書の資金計画に定められている場合に限り、取扱金融機関と協議の上、本資金の限度額の範囲内で分割して融資の申込みをすることができるものとする。

この場合において、当初の融資申込時に作成した経営改善計画書の進捗状況が概ね計画どおり（売上高等及び当期利益が経営改善計画に比して概ね8割以上確保されていること）であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる時は、改めて経営改善計画書を策定する必要はないものとする。

- (5) 「知事が別に定める要件」に係る手続は、上記(1)から(4)のほか、次のとおりとする。
 - ① 「知事が別に定める要件」に該当することについて、知事の認定を受けようとする者は、「中小企業経営改善資金に係る融資条件の特例適用認定申請書（別記様式12-4）」を知事に提出し、事前に審査を受けるものとする。この場合、再生支援協議会の支援を受けて策定した「経営改善計画書」又は再生支援機関の支援を受けて策定した「事業再生計画書」を添付するものとする。
 - ② 知事は、上記申請書に記載された内容を審査の上、「知事が別に定める要件」に該当し、融資条件の特例を適用することが適当と認められるときは、「中小企業経営改善資金に係る融資条件の特例適用認定書（別記様式12-5）」を申請者に交付するものとする。
 - ③ 「知事が別に定める要件」に該当することについて知事の認定を受けて、本資金の融資を受けようとする者は、交付された「中小企業経営改善資金に係る融資条件の特例適用認定書（別記様式12-5）」の写しを添えて取扱金融機関に申し込むものとする。

第11 一般資金

I 運転

1 目的

県内中小企業者等に対し、事業資金（運転）の融資を促進し、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
商店街振興組合	商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に定める商店街振興組合をいう。

3 融資対象

原則として県内に1年以上事業所を有し、かつ同一の事業実績を1年以上有する中小企業者、中小企業団体又は商店街振興組合。

なお、県外において3年以上継続して同一事業を営んでおり、かつ県内において新たに事業所を設置し事業を行う場合にあっては、融資対象とすることができる。

4 融資条件

次の表のとおりとする。

	一般枠	短期枠
資金使途	運転資金	
融資限度額	中小企業者 3,000万円 中小企業団体等 1億円 <組合員転貸の場合> 1組合員 1,000万円以内	中小企業者 1,000万円 中小企業団体等 1億円 <組合員転貸の場合> 1組合員 1,000万円以内
融資期間	5年以内（うち据置1年以内）	1年以内
融資利率	保証付き・責任共有制度対象外 年 2.0%以内 保証付き・責任共有制度対象 年 2.2%以内 保証なし 年 2.5%以内	保証付き・責任共有制度対象外 年 1.5%以内 保証付き・責任共有制度対象 年 1.7%以内 保証なし 年 2.0%以内
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。	
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。	

（注）融資限度額は、従前の中小企業運転資金の融資残額と合算するものとする。

5 申込みに必要な書類

次のとおりとする。

- ・ 県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書）
- ・ 許可証等の写し（許可業種の場合）

6 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の14に定めるとおりとする。

Ⅱ 設備

1 目的

県内中小企業者等に対し、事業資金（設備）の融資を促進し、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
認定耐震改修工事	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項の規定に基づき、所管行政庁の認定を受けた耐震改修計画により実施する改修工事をいう。

3 融資対象

次の(1)及び(2)を満たすもの

- (1) 原則として県内に1年以上事業所を有し、かつ同一の事業実績を1年以上有する中小企業者又は中小企業団体であること。

なお、県外において3年以上継続して同一事業を営んでおり、かつ県内において新たに事業所を設置し事業を行う場合にあつては、融資対象とすることができる。

- (2) 次のいずれかに該当すること。

① 以下の「機械」の導入に係る融資を受ける者

- ア 生産、加工、試験、測定、搬送、販売又は役務の提供に使用し、設置の効果が十分に期待される機械（コンピュータ（ソフトウェアを含む。）等の情報機器を含む。）
- イ 構築物等
- ウ 別紙の取扱基準を満たす搬送用車両

② 以下の「建物」に係る融資を受ける者

- ア 店舗、工場、倉庫及び事務所等の新築、取得、増改築、改装
- イ 建物に付随する設備の購入（単なる機械装置の購入は除く。）
- ウ テナント出店に要する改装

4 融資条件

次の表のとおりとする。

	機 械	建 物	認定耐震改修工事
資金使途	設備資金（土地取得費を除く。）		
融資限度額	5,000万円	5,000万円	5,000万円 (団体 1億円)
融資期間	7年以内(うち据置1年以内)	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	保証付き・責任共有制度 対象外 年 2.0%以内 保証付き・責任共有制度 対象 年 2.2%以内 保証なし 年 2.5%以内	保証付き・責任共有制度 対象外 年 2.0%以内 保証付き・責任共有制度 対象 年 2.2%以内 保証なし 年 2.5%以内	保証付き・責任共有制度 対象外 年 1.8%以内 保証付き・責任共有制度 対象 年 2.0%以内 保証なし 年 2.3%以内
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。		
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。		
その他	栃木県環境保全資金を既に利用し、又は利用しようとする者は、同一設備に対しては本融資を受けることができないものとする。 その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。		

(注) 融資限度額は、従前の中小企業設備資金の融資残額と合算するものとする。

5 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書） 許可証等の写し（許可業種の場合）
機械	所要経費の見積書、カタログ等
建物	設計図、平面図等の写し、所要経費の見積書 建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合） 所管行政庁の発行する認定通知書の写し（認定耐震改修工事を行う場合）(注)

(注) 申請等窓口は以下のとおり

- ・ 建築基準法に基づく建築確認等の業務を行っている9市（宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市）は、各市の建築指導担当課
- ・ 9市以外の市町は、県の各土木事務所（宇都宮、真岡、栃木、大田原）の建築指導担当

6 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の14に定めるとおりとする。
- (3) 取扱金融機関は、「県一般資金（設備）チェックリスト（別記様式13-1、13-2）」に基づき審査を行った上で融資を行うものとし、保証付きの場合は保証申込時に、保証付きでない場合は総則の3(2)の預託金請求時に、同リストの写しを保証協会まで送付するものとする。

(別紙)

搬 送 用 車 両 の 取 扱 基 準

県制度融資において取扱できる車両は次の表のとおりとする。

区 分	登録ナンバー	自動車の範囲（車両例）	適 用	
自 動 車	大 型	1, 10～ 19 100～199	貨物の運送の用に供する普通自動車 (トラック, ダンプトラック 等)	
		2, 20～ 29 200～299	11人以上の人の運送の用に供する普通自動車 (バス, マイクロバス 等)	
	・ 普 通	3, 30～ 39 300～399	10人以下の人の運送の用に供する普通自動車	運送業、レンタカー 業等の営業 用車両に限る。(注)
	・ 小 型	4, 40～ 49 400～499	貨物の運送の用に供する小型自動車 (軽トラック, ライトバン 等)	
	自 動 車	6, 60～ 69 600～699		
		5, 50～ 59 500～599	人の運送の用に供する小型自動車	運送業、レンタカー 業等の営業 用車両に限る。(注)
		7, 70～ 79 700～799		
		8, 80～ 89 800～899	特殊の用途に供する自動車 (タンクローリー, 冷凍車, 散水車, 霊柩車 等)	
	大 型	9, 90～ 99 900～999	大型特殊自動車 (フォークリフト, 除雪車 等)	
	特 殊	0, 00～ 09 000～099	大型特殊自動車のうちの建設機械 (ロードローラー, トラクタショベル, アスファルトフィニッシャー 等)	
小型特殊自動車 (フォークリフト, ショベルローダー, タイヤローダー 等)				

- (注)
- ・ 営業用車両とは、自動車登録規則（昭和45年2月20日運輸省令第7号）第13条別表第3に掲げる自動車の区分のうち、「自動車運送事業の用に供する自動車」（平仮名：あ、い、う、え、か、き、く、け、こ、を）及び「道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75条）第52条の規定により受けた許可に係る自家用自動車」（平仮名：れ、わ）に該当するものであり、営業担当者が使用する自動車を指すものでない。
 - ・ 原動機付き自転車及び自動二輪車は対象外である。

第12 流動資産活用資金

1 目的

県内中小企業者等に対し、売掛債権や棚卸資産、担保価値のある動産を担保とした事業資金の融資を促進し、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
売掛債権	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に定める売掛金、受取手形及び通常取引に基づいて発生した電子記録債権で、取扱金融機関が担保の設定を認めるものをいう。
棚卸資産	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に定める商品、製品、副産物、半製品、原料及び材料、仕掛品で、取扱金融機関が担保の設定を認めるものをいう。
動産	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に定める機械及び装置、車輛、その他の有形固定資産で、取扱金融機関が担保の設定を認めるものをいう。

3 融資対象

原則として県内に1年以上事業所を有し、かつ同一の事業実績を1年以上有する中小企業者又は中小企業団体で、事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する、又は担保価値のある動産を所有するものとする。

なお、県外において3年以上継続して同一事業を営んでおり、かつ県内において新たに事業所を設置し事業を行う場合にあっては、融資対象とすることができる。

4 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金及び設備資金
融資限度額	3,000万円
融資期間	運転資金 5年以内（うち据置1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置1年以内） ただし、信用保証協会の保証を付する場合は1年以内とする。
融資利率	【融資期間1年以内】 保証付き・責任共有制度対象 年 1.7%以内 保証なし 年 2.0%以内 【融資期間1年超】 保証なし 年 2.5%以内
信用保証	【融資期間1年以内】 取扱金融機関の定めるところによる。 【融資期間1年超】 保証なし。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	保証協会の保証を付する場合は、流動資産担保融資保証の要件及び手続による。 対抗要件の具備方法等その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

5 申込みに必要な書類

次のとおりとする。

- ・ 県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書）
- ・ 許可証等の写し（許可業種の場合）

6 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の14に定めるとおりとする。また、「流動資産活用資金融資実行報告書（別記様式14）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。

第13 融資期間の延長

1 目的

厳しい経営環境にある県内中小企業者等の円滑な資金繰りを支援するために、栃木県産業労働観光部所管の制度融資要綱の各資金ごとに定めた融資期間の延長を図り、もって中小企業の再生や経営基盤の安定、さらには県内経済の持続的発展に資することを目的とする。

2 対象資金

栃木県産業労働観光部所管の制度融資要綱で定める各資金

ただし、一般資金（運転・短期枠）（旧中小企業運転資金（短期枠）を含む。）及び流動資産活用資金（1年以下）を除く。

3 対象者

「融資期間の延長」を取扱金融機関に申込み時点において、制度融資要綱で定める各資金の融資期間の範囲内において設定した最終返済期日を迎えていない者であって、当該融資期間を超えた延長の申込みをしようとするもの

4 期間の延長

延長できる融資期間は3年を限度とし、取扱金融機関が認めた期間とする。

なお、保証協会の保証付の県制度融資における融資期間の延長については、取扱金融機関及び保証協会の双方が認めた期間とする。

5 申込手続

「融資期間の延長」を申し込もうとする者は、取扱金融機関が融資期間の延長を審査する上で必要であると指定する書類を添えて取扱金融機関へ申し込むものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30（2018）年4月1日から適用する。
- 2 創業支援資金融資要綱は廃止する。
- 3 新事業開拓支援資金融資要綱は廃止する。
- 4 事業承継支援資金融資要綱は廃止する。
- 5 産業政策推進資金融資要綱は廃止する。
- 6 産業立地促進資金融資要綱は廃止する。
- 7 経営安定資金融資要綱は廃止する。
- 8 経営サポート資金融資要綱は廃止する。
- 9 中小企業経営改善資金融資要綱は廃止する。
- 10 中小企業運転資金融資要綱は廃止する。
- 11 中小企業設備資金融資要綱は廃止する。
- 12 流動資産活用資金融資要綱は廃止する。
- 13 融資期間の延長に関する要綱は廃止する。
- 14 この要綱の施行前に2から13の要綱により実行された融資については、なお従前の例による。

参 考 資 料

○栃木県環境保全資金融資規則

平成十二年三月二十七日

栃木県規則第二十二号

栃木県環境保全資金融資規則を次のように定める。

栃木県環境保全資金融資規則

(趣旨)

第一条 この規則は、県内の中小企業者及び中小企業団体に対する公害防止及び環境保全に資する事業に要する資金(以下「環境保全資金」という。)の融資に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第一項第一号及び第二号に規定する中小企業者をいう。
- 二 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第三条第一項第一号、第二号及び第五号から第九号までに規定する中小企業団体をいう。
- 三 取扱金融機関 県内に本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所を有する銀行、信用金庫、信用組合及び株式会社商工組合中央金庫をいう。
- 四 保証協会 栃木県信用保証協会をいう。
- 五 保証 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)第二十条第一項第一号に規定する債務の保証をいう。

(平一三規則四四・平一八規則三二・平二〇規則五一・平二七規則四二・一部改正)

(資金措置)

第三条 知事は、保証協会に対し、毎年度予算の範囲内で環境保全資金の融資に要する資金を貸し付けるものとする。

(融資を受ける者の資格)

第四条 環境保全資金の融資を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者又は第二号から第四号までのいずれにも該当する中小企業団体で、知事が融資を必要と認めたものとする。

- 一 県内において一年以上引き続き同一事業を営んでいる者
- 二 環境保全資金の償還及び利子の支払について十分な支払能力を有する者
- 三 県税を滞納していない者
- 四 第七条第三項の規定による認定書の交付前に、環境保全資金の融資の対象となる事業に着手していない者(知事がやむを得ない事由があると認めた者を除く。)

(平一三規則四四・一部改正)

(融資対象事業)

第五条 環境保全資金の融資の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業で、知事が適当と認めたもの(以下「融資対象事業」という。)とする。

- 一 公害防止施設の設置又は改善その他公害防止に資する事業
- 二 公害防止のための工場又は事業場の移転の事業
- 三 環境への負荷の低減に資する設備の整備その他環境の保全に資する事業

(融資の条件)

第六条 環境保全資金の融資の条件は、次に定めるところによる。

一 融資額は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。この場合において、融資額は、十万円単位とする。

イ 前条第一号及び第三号に掲げる事業 当該事業の実施に要する経費の百分の九十以内で百万円（当該事業が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備の設置に係るものである場合にあっては、五百万円）以上一億円以下

ロ 前条第二号に掲げる事業 当該事業の実施に要する経費の百分の九十以内で二百万円以上一億五千万円以下

二 融資の利率は、知事が別に定める。

三 環境保全資金の償還は、十年以内（うち元金の据置期間二年以内）の元金均等月賦償還とする。ただし、融資額が一千万円未満のものについては、七年以内（うち元金の据置期間一年以内）の元金均等月賦償還とする。

四 融資には、原則として保証協会の保証を付するものとする。

（平一三規則四四・平二六規則一七・一部改正）

（事業計画書の提出等）

第七条 環境保全資金の融資を受けようとする者（以下「融資希望者」という。）は、あらかじめ事業計画書（別記様式第一号）に次に掲げる書類を添付して正本一部及び副本三部を知事に提出しなければならない。

一 見積書

二 設計書又は設計図

三 位置図（周辺二百メートルのもので、特に住宅及び公共施設を明記すること。）

四 過去一年間（前条第一号に掲げる融資額が五千万以上の事業にあっては二年間）の決算諸表

五 県税の納税証明書

六 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、第五条第一号又は第二号に掲げる事業に係る前項の事業計画書の提出があった場合において当該事業の認定に必要があると認めるときは、当該事業に係る区域を管轄する市町村長に対し意見を求めるものとする。

3 知事は、当該事業計画書を審査し、その内容が適当であると認めるときは、融資希望者に認定書を交付するとともに、その写しを取扱金融機関に送付するものとする。

（平一三規則四四・平一七規則一七・一部改正）

（融資の手続）

第八条 融資希望者は、前条第一項の規定により事業計画書を提出したときは、取扱金融機関に融資の申込みをするものとする。

2 取扱金融機関は、前条第三項の規定による認定書の写しの送付を受けた場合において、当該融資を適当と認めるときは、当該融資に対する意見を付し、融資申込書の写しを保証協会に送付するものとする。ただし、当該取扱金融機関が保証協会の保証を必要がないと認めた場合は、この限りでない。

3 保証協会は、前項の融資申込書の写しの送付を受けたときは、保証の適否について当該取扱金融機関に通知するものとする。

4 取扱金融機関は、保証協会から保証を適当とする旨の通知を受けたときは、速やかに、貸付けの適否の決定をし、前条第三項の規定による認定書の交付を受けた者（以下「認定者」という。）にその旨を通知するものとする。取扱金融機関が保証協会の保証を必要がないと認め独自に貸し付けることとした場合も同様とする。

（平二六規則一七・一部改正）

(認定の取消し)

第九条 知事は、認定者が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

- 一 虚偽の事項を記載した事業計画書を提出し、認定書の交付を受けたとき。
- 二 認定後六月以上経過しても取扱金融機関に融資の申込みをしなかったとき。
- 三 融資の目的を著しく阻害する行為を行ったと知事が認めたとき。

(計画の変更)

第十条 認定者は、融資対象事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書(別記様式第二号)に知事が必要と認める書類を添付して正本一部及び副本二部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次項に規定する軽微な変更を行う場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 施設の構造又は設備の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)
- 二 工場又は事業場の移転先の変更
- 三 融資対象事業に要する経費の百分の二十以上の変更

(完了検査等)

第十一条 第八条第四項の規定により貸付けが適当である旨の通知を受けた認定者(以下「貸付認定者」という。)は、当該融資対象事業が完了したときは、速やかに、事業完了報告書(別記様式第三号)正本一部及び副本二部を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の事業完了報告書を受理したときは、速やかに、完了検査を行い、当該完了検査の結果を貸付認定者及び取扱金融機関に通知するものとする。

(融資の実行)

第十二条 取扱金融機関は、前条第二項の完了検査の結果が事業計画の内容に適合している旨の通知を受けたときは、融資を行うものとする。この場合において、当該取扱金融機関は、貸付認定者との金銭消費貸借契約の締結にあたり第十四条に定める貸付金の返還に係る要件を特約条項として定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、取扱金融機関は、貸付認定者から工事完了前の中間融資の申込みがあったときは、保証協会と協議のうえ、融資額の五割(知事が別に定める事業に係るものにあつては、知事が別に定める割合)以内において融資をすることができるものとする。

3 取扱金融機関は、前二項の融資を行う場合は、当該融資額に相当する額の預託金を保証協会に対し要求するものとする。

4 保証協会は、取扱金融機関から前項の預託金の要求があったときは、速やかに、当該取扱金融機関と預託に係る契約を締結して預託を行うものとする。

5 取扱金融機関は、第一項又は第二項の融資を行ったときは、速やかに、融資報告書(別記様式第四号)に知事が必要と認める書類を添付して保証協会を経由して知事に提出しなければならない。

(平一三規則四四・一部改正)

(支払報告書の提出)

第十三条 前条第一項の融資を受けた者は、融資対象事業に係る経費の支払をしたときは、速やかに、支払報告書(別記様式第五号)に当該経費の支払が完了したことを証する書類を添付して正本一部及び副本一部を知事に提出しなければならない。

(貸付金の返還請求)

第十四条 第十二条第一項又は第二項の融資を受けた者がこの規則の規定に違反し、又はこの融資の目的を著しく阻害する行為を行ったと知事が認め、その旨を取扱金融機関に通知したときは、当該取扱金融機関は、貸付金の全部又は一部の返還を求めなければならない。

(預託金の返還)

第十五条 保証協会は、前条の規定により取扱金融機関が当該貸付金の返還を求めたときは、当該取扱金融機関と締結した契約を解除し、預託金の返還を求めなければならない。

(雑則)

第十六条 この規則に定めるもののほか、環境保全資金の融資に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年規則第四四号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第三二号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第五一号)

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則(平成二六年規則第一七号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第四二号)

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

栃木県環境保全資金融資要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県環境保全資金融資規則（平成12年3月27日栃木県規則22号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、規則で使用する用語の例による。

(公害防止施設の設置又は改善その他公害防止に資する事業)

第3条 規則第5条第1号の規定による公害防止施設の設置又は改善その他公害防止に資する事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 公害防止施設の設置又は改善の事業
- 二 土壌汚染対策のための汚染土壌及び汚染水の処理対策の事業
- 三 廃棄物処理施設（廃棄物焼却施設及び廃棄物処理業者が廃棄物の処理を行う施設を除く。）の設置又は改善の事業
- 四 廃棄物焼却施設の設置又は改善の事業（廃棄物処理業者が廃棄物の処理を行う場合は、ダイオキシン類対策のために廃棄物焼却施設を更新又は改善する場合に限る。）
- 五 大気汚染対策のための吹付け石綿の除去等の事業

第4条 規則第5条第2号の規定による公害防止のための工場又は事業場の移転事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 工場又は事業場の移転（工場又は事業場の建設、公害防止施設等の設置、工場又は事業場の移転に必要な土地の取得及び旧工場又は事業場の解体及び運搬）の事業
- 二 同一敷地内における工場又は事業場の新築及び増改築の事業
(環境への負荷の低減に資する設備の整備その他環境の保全に資する事業)

第5条 規則第5条第3号の規定による環境への負荷の低減に資する設備の整備その他環境の保全に資する事業は、別表に掲げる事業とする。

(融資の利率)

第6条 規則第6条第2号の規定により知事が定める融資の利率は、1.6%（省エネ設備等の導入、再生可能エネルギー発電施設の設置は1.5%）以内とする。

(事業計画書の提出)

第7条 規則第7条第1項の規定による事業計画書の提出は、同項の規定によるほか、取扱金融機関を経由してすることができるものとする。

(市町村長の意見)

第8条 規則第7条第2項の規定による市町村長の意見は、次に掲げる事業について求めるものとする。

- 一 市町村が所管する公害関係法令及び栃木県生活環境の保全等に関する条例の対象となる工場又は事業場に係る事業
- 二 公害苦情が発生している工場又は事業場（公害関係法令及び栃木県生活環境の保全等に関する条例の適用を受けないもの）に係る事業

(事業認定書の写しの送付)

第9条 規則第7条第3項の規定により知事が融資希望者に認定書を交付したときは、栃木県環境森林部環境保全課長（省エネ設備等の導入、再生可能エネルギー発電施設の設置にあつては地球温暖化対策課長）は、保証協会、当該事業計画に係る区域を管轄する環境森林事務所及び環境管理事務所（以下「保証協会等」という。）に認定書の写しを送付するものとする。

(事業計画変更承認申請書の添付書類)

第10条 規則第10条第1項の規定により知事が必要と認める添付書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 施設の構造又は設備の変更 事業計画書の1又は3の書類及び変更後の設計書又は設計図
- 二 工場又は事業場の移転先の変更 事業計画書の2の書類及び変更後の位置図
- 三 融資対象事業に要する経費の20%以上の変更 変更後の見積書

(軽微な変更)

第11条 規則第10条第2項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、次に掲げる以外の変更をいう。

- 一 規則第5条第1項の事業 公害防止のための処理方法又は処理能力の変更
- 二 規則第5条第3項の事業 (別表(3)、(5)の①、(7)及び(8)を除いた事業) 環境への負荷の低減に資する施設又は設備の能力の20%以上の変更
- 三 規則第5条第3項の事業 (別表(3)の事業) 再生資源の利用促進に資する施設の処理方法又は処理能力の変更

(完了検査時の確認書類)

第12条 規則第11条第2項の規定による完了検査において貸付認定者は当該事業の請負業者等からの請求書等当該事業が完了したことを証する書類を提示するものとする。

(完了検査の写しの送付)

第13条 規則第11条第2項の規定により知事が貸付認定者に当該完了検査の結果を通知したときは、栃木県環境森林部環境保全課長(省エネ設備等の導入、再生可能エネルギー発電施設の設置にあっては地球温暖化対策課長)は保証協会等に完了結果の写しを送付するものとする。

(中間融資)

第14条 規則第12条第2項の規定において知事が別に定める中間融資とは、環境管理マネジメントシステムの認証の取得とし、その割合は8割以内とする。

(融資報告書の添付資料)

第15条 規則第12条第5項の規定により知事が必要と認める添付書類は、年度別元利返還明細表とする。

- 2 取扱金融機関は、年度別元利返還明細表に変更があった場合は、速やかに知事に変更後の年度別元利返還明細表を提出するものとする。

(支払報告書の添付資料)

第16条 規則第13条の規定により支払報告書に添付する書類は、当該融資対象事業に係る請負業者等からの領収書とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に融資した資金及び設置等に係る計画の認定を受けたものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年11月17日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

環境への負荷の低減に資する設備の整備その他環境の保全に資する事業

事業の種類	事業の内容等
(1) 省エネ設備等の導入	<p>①省エネルギー設備の導入 エネルギーの有効利用に資する設備とし、次の条件を満たすもの。 中小企業信用保険法施行規則第9条に定める「エネルギーの使用の合理化に資する施設」</p> <p>②高効率・省エネ照明器具の設置 発光ダイオード（LED）照明装置、高周波点灯専用型蛍光ランプなど高効率照明装置の設置（但し設備工事を含むものに限る。）。 照明設備の自動制御装置の設置。</p> <p>③新エネルギー導入に必要な設備の整備 新エネルギー導入に必要な設備の整備であって、発電施設（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを除く。）、熱源施設、熱利用設備、採光設備、貯蔵設備等の設置等をいう。</p> <p>④その他省エネルギー対策事業として、知事が認めるもの</p>
(2) 再生可能エネルギー発電施設の設置	<p>「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」に規定する再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を利用する発電施設（自家消費を含む）の設置をいう。</p>
(3) 再生資源の利用促進に必要な施設の整備	<p>「再生資源」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成12年法律第113号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。</p> <p>なお、本事業の対象は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づいて、一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用が確実であるとして、環境大臣、知事又は市町村長が認めたものに限る。</p>
(4) ノンフロン・低GWP※物質を使用した装置、フロン類の充填回収装置の設置又は購入 ※GWP 地球温暖化係数	<p>ノンフロン・低GWP物質を使用した装置、フロン類の充填回収装置の設置又は購入であって、次に掲げるものを対象とする。</p> <p>「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に規定される物質をいう。</p> <p>① ノンフロン・低GWP物質を冷媒として使用する冷凍空調機器 ② フロン類を充填又は回収するための機器（フロン類を開放式の装置等に充填する目的で設置する場合を除く。）</p>

事業の種類	事業の内容等
(5) 指定低公害車の購入又は低公害車用燃料供給施設の整備	<p>指定低公害車購入又は低公害車用燃料供給施設整備であって、次に掲げるものを対象とする。</p> <p>「指定低公害車」とは、道路運送車両法第75条に規定する型式指定を受けた自動車並びにその他同法の規定により運行の用に供することが可能な構造及び装置に係る要件を備えた自動車で、県が指定したものをいう。</p> <p>① 県が指定する自動車は、「栃木県グリーン調達推進方針」の最新の環境配慮物品等調達目標の表の品目名「自動車」の欄に該当する自動車</p> <p>② 上記①（ガソリン車、ディーゼル車、LPガス車を除く。）に係る燃料等供給設備</p>
(6) ディーゼル微粒子除去装置の装着	<p>国の新車に対する最新の排出基準の「一段階前」の規制基準（長期規制以上）をクリアーし、かつ知事が認めるディーゼル微粒子除去装置を既存ディーゼル車（乗用車を除く。）に装着することをいう。</p>
(7) 環境マネジメントシステムの認証取得	<p>環境マネジメントシステムの認証（ISO、JIS等）取得に係る予備審査、本審査、コンサルティング等を受けるための経費を対象とする。</p> <p>なお、本事業については、計画書提出時点において、未払分の経費も含むものとする。</p>
(8) 工場、ビル等の緑化対策	<p>工場、ビル等の敷地内の緑化、屋上・壁面の緑化、敷地内や屋上でのビオトープ創造等</p>
(9) 知事が必要と認めるもの	<p>環境保全事業として、その他知事が必要と認めるもの</p>

様式集

1	預託金請求書	71
2	融資実績報告書	72
3	融資実行報告書（融資先）一覧	73
4-1	創業支援資金融資実行報告書	74
4-2	勤務証明書	75
4-3	創業支援資金（創業塾）認定申請書	76
4-4	創業支援資金（創業塾）認定書	77
参考様式	創業支援資金融資審査表	78
	創業・再挑戦計画書	80
5-1	新事業開拓支援資金融資実行報告書	84
5-2	新事業開拓支援資金（フロンティア企業）認定申請書	85
5-3	新技術・新製品に係る研究開発・試作・企業化等計画書	86
5-4	新事業開拓支援資金（フロンティア企業）認定書	87
5-5	新事業開拓支援資金（事業転換促進関連）認定申請書	88
5-6	事業転換計画書	89
5-7	新事業開拓支援資金（事業転換促進関連）認定書	93
6-1	事業承継支援資金融資実行報告書	94
6-2	M&A計画書	95
7-1	産業政策推進資金融資実行報告書	98
7-2	重点政策推進融資に係る事業計画書	99
7-3	重点政策推進融資（観光）認定申請書	100
7-4	重点政策推進融資（観光）認定書	101
7-5	外国における支店等の設置又は拡張に関する計画書	102
7-6	海外直接投資に係る証券取得に関する計画書	103
7-7	海外直接投資に係る金銭の貸付に関する計画書	104
7-8	海外直接投資の事業に係る従業員教育・調査に関する計画書	105
7-9	海外への販路拡大に係る見本市、商談会への参加及び輸出入に関する計画書	106
7-10	とちぎ創生融資に係る確認書	107
7-11	設備投資計画書（A）	108
7-12	設備投資計画書（B）	109
7-13	設備投資促進融資チェックリスト	110

8-1	産業立地促進資金融資実行報告書	111
8-2	産業立地促進資金知事特認申込書	112
8-3	産業立地促進資金知事特認認定書	113
8-4	産業立地促進資金グローアップ融資事業計画認定申請書	114
8-5	産業立地促進資金グローアップ融資事業計画認定書	115
8-6	工場等の設置に対する意見書	116
8-7	工場等の移転に対する意見書	117
9-1	営業状況調書	118
9-2	為替変動緊急対策資金融資実行報告書	119
9-3	主要原材料状況調書	120
10	経営発達貸付資金融資実行報告書	121
11-1	経営力強化融資融資実行報告書	122
11-2	「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書	123
11-3	借換計画書	125
11-4	経営サポート資金（借換融資）チェックリスト	126
12-1	中小企業経営改善資金融資実行報告書	127
12-2	中小企業経営改善資金活用状況報告書	128
12-3	事業再生計画実行状況等報告書	129
12-4	中小企業経営改善資金に係る融資条件の特例適用認定申請書	130
12-5	中小企業経営改善資金に係る融資条件の特例適用認定書	131
13-1	県一般資金（設備）チェックリスト（機械）	132
13-2	県一般資金（設備）チェックリスト（建物）	133
14	流動資産活用資金融資実行報告書	134